

旧新町保育園解体工事

大森建築設計事務所

図 面 リ ス ト					
図面番号	図 面 名 称	図面番号	図 面 名 称	図面番号	図 面 名 称
A-01	解体特記仕様書ー1	A-15	展開図	Eー01	1階平面図・照明設備撤去図
A-02	解体特記仕様書ー2	A-16	厨房機器撤去図	Eー02	1階平面図・電灯動力自動火災報知設備撤去図
A-03	仕上表	A-17	造園撤去図		
A-04	附近見取図・配置図・造成計画図	A-18	外構図		
A-05	1階平面図	A-19	倉庫（1）・倉庫（2）・倉庫（3）駐輪場 撤去図		
A-06	R 階平面図・天井伏図	A-20	工作物撤去図（1）		
A-07	床伏図	A-21	工作物撤去図（2）	Mー01	1階平面図・給排水設備撤去図
A-08	立面図	A-22	基礎伏図・梁伏図	Mー02	1階平面図・空調設備撤去図
A-09	断面図	A-23	基礎詳細図		
A-10	断面計図	A-24	軸組図		
A-11	建具キープラン	A-25	総合仮設計計画図		
A-12	建具表ー1				
A-13	建具表ー2				
A-14	建具表ー3				

解体工事特記仕様書		
I. 工事名	旧新町保育園解体工事	
II. 工事概要		
1 工事場所	津市 桜田町 地内	
2 工事内容	棟名称	旧新町保育園（本棟）、倉庫1、倉庫2、倉庫3
	構造	鉄筋コンクリート造平家建、木造平家建、木造平家建、コンクリートブロック造平家建
	延べ面積	549㎡+17.4㎡(倉庫1)+10.2㎡(倉庫2)+3.3㎡(倉庫3)
	工事項目	解体工事一式（設備撤去含む）

- III. 解体工事仕様
- 1 共通仕様
- 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、建築物解体工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、平成31年版）による。
- 2 特記仕様
- 1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
- 2) 特記事項は、○の付いたものを適用する。
- 3) 項目欄に記載の（ ）内表示番号は解体共仕の該当項目等を示す。

章	項目	特記事項																	
① 一般共通事項	① 適用基準	本特記事項に個別に記載の適用基準に加え、以下の基準等を適用する。 ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」（平成31年版） ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書」（平成31年版） ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書・同解説」（最新版） ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築工事標準詳細図」（平成28年版） ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 ・その他関係法令																	
	② 発生材の処理等 (1.3.10) (4.4.1) (5.4.1)	・ 本工事は、特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事等であって、その規模が、建設リサイクル法施行令で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。 分別解体等の方法 <table><tr><th>工程</th><th>作業の有無</th><th>分別解体等の方法</th></tr><tr><td>建築設備・内装材等</td><td>・ 有 ・ 無</td><td>・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用</td></tr><tr><td>屋根ふき材</td><td>・ 有 ・ 無</td><td>・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用</td></tr><tr><td>外装材・上部構造部分</td><td>・ 有 ・ 無</td><td>・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用</td></tr><tr><td>基礎・基礎ぐい</td><td>・ 有 ・ 無</td><td>・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用</td></tr><tr><td>その他（ ）</td><td>・ 有 ・ 無</td><td>・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用</td></tr></table> 引き渡しを要するもの ・ 無 ・ 金属類 ・ PCB含有物（ ） 特別管理産業廃棄物 ・ 有(アスベスト含有建材) 処理方法（ ） 木材の縮減 ・ 実施する （最も近い再資源化施設までの距離が50Kmを超える場合に限り） 再資源化し現場で利用する建設廃棄物 ・（ ） 再資源化を図るもの ・ コンクリート塊 ・ アスファルトコンクリート塊 ・ 建設発生木材 ・ 金属類 ・ 資源有効利用促進法に基づく指定再資源化製品 ・ 資源有効利用促進法に基づく指定再利用促進製品 ・ 廃棄物処理法に基づく水銀使用製品産業廃棄物 ・ 硬質ポリ塩化ビニル管及び継手 ・ ガラス	工程	作業の有無	分別解体等の方法	建築設備・内装材等	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用	屋根ふき材	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用	外装材・上部構造部分	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用	基礎・基礎ぐい	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用	その他（ ）	・ 有 ・ 無
工程	作業の有無	分別解体等の方法																	
建築設備・内装材等	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用																	
屋根ふき材	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用																	
外装材・上部構造部分	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用																	
基礎・基礎ぐい	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用																	
その他（ ）	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用																	

③ 建設副産物情報交換システムの利用	引渡しを要するもの以外のものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理し、監督員にマニフェストA、B2、D票を提示すること。
④ 三重県産業廃棄物税	受注者は、工事着手前及び工事完了後に「再生資源利用計画書（実施書）」、「再生資源利用促進計画書（実施書）」を監督員に提出することとし、工事着手前にJACOが運営する「建設副産物情報交換システム」へのデータ入力、工事完了時にはシステムへ実績報告を行うこと。 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には、完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に、別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書を添付して、当該工事の発注者に対して、支払請求を行うことができる。 なお、この期間を超えて請求することはできない。 また、産業廃棄物処理集計表（マニフェストの数量の集計）を超えて請求することはできない。
⑤ 工事実績情報の登録 (1.1.4)	・ 適用する（請負金額が500万円以上の場合） 受注時、変更時及び完了時にあらかじめ監督職員の確認を受け、登録手続きを行い、工事カルテの受領書を、監督員に提出すること。
6 電気保安技術者 (1.3.3)	・ 配置する
7 技能士 (1.5.2)	職種別に可能なものについては積極的に活用すること
⑧ 疑義	設計図書に明記のない場合、または、疑義が生じた場合は、監督員と協議し、その指示を受けてから施工すること。
⑨ 施工条件 (1.3.5)	・ 監督員と協議し決定する。 施工可能日 ・ 指定なし ・ 一部に土、日曜日、祝祭日施工あり 施工可能時間帯 ・ 指定なし ・ 時 ～ 時 部位別の施工順序 ・ 指定なし ・ （ ） 工事車両の駐車場 ・ 指定なし ・ 図示（図面番号： ） 資機材置場 ・ 指定なし ・ 図示（図面番号： ）
⑩ 官公庁手続	工事に必要な手続きは受注者が速やかに処理し、この手続きに関する諸費用は受注者負担とする。
⑪ 騒音・振動の防止	重機は「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」に基づき指定された建設機械の使用に努めること。
⑫ 危険災害の防止	1) 工事期間中、現場内入場者、近隣居住者および周辺建物に危害を与えぬよう注意すること。万一、紛争が生じた場合は、受注者が誠意をもって解決すること。 なお、近隣等との折衝は、あらかじめその概要を監督員に報告し、その経過については記録し、遅滞なく監督員に報告する。 2) 重機搬出入時、発生材搬出時、仮設材搬出入時には、交通整理のための誘導員を配置すること。
⑬ 工事進入路	重機搬出入、産業廃棄物搬出経路については事前に施工計画書を提出し、監督員の承認を得ること。また、工事現場から搬出入する土砂により工事用進入路を汚した場合は、速やかに清掃を行うこと。
⑭ 工事写真	1) 着工前： 解体建物・敷地周辺・付近道路・工作物の撮影を行うこと。 2) 工事中： 営繕工事写真撮影要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（平成31年版））に従い撮影するほか、監督員との協議による。 なお、デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の黒板情報電子化について（平成29年3月1日付け国営整第211号）」による。
⑮ 完成写真	デジタルカメラで撮影し、全てし版相当サイズで印刷する。 （A4版用紙に1ページあたり3枚） 1部 写真は着工前・施工中・完成を同一場所から黒板なしで撮影すること。
⑯ 事故の発生時	工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により、工事事故報告書を監督員が指示する期日までに、提出すること。 また、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取、調査、検証等に協力すること。

⑰ 提出書類	施工計画書、仮設計画書、工事写真、工事日報、その他市監督員の指示するものとする。
⑱ 産業廃棄物	施工計画書には、工事現場から産業廃棄物処理場までの運搬経路、産業廃棄物処理契約書の写し、産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処理業者許可書の写し、その他監督員の指示するものを添付すること。
⑲ 不正軽油の使用の禁止	1) 一般事項 市工事の施工にあたり、工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬入車両を含む。）並びに建設機械等の燃料として、不正軽油（地方税法第144条の32（製造等の承認を受ける義務等）の規定に違反する燃料をいう。）を使用してはならない。 2) 調査の協力 受注者は、市が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。また、受注者は下請負者等と同調査に協力するよう管理及び監督しなければならない。 3) 是正措置 受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。また、受注者は、下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じるよう管理及び監督しなければならない。
⑳ 地下残存物の確認	中間検査又は完成検査において、地下残存物の確認を受けること。 確認時期は、監督員と協議し決定する。
㉑ その他	・ 作業着手までの期間に調査及び、施工計画書等を作成し、市監督員の承諾を得ること。 ・ 作業着手までの調査は、事前に施設管理者及び、市監督員と協議するものとする。 ・ 敷地内、周辺での作業・通行等は周辺住民の安全確保に十分配慮すること。 ・ 安全対策のため、作業終了時及び休工時は出入口を施錠すること。 ・ 作業着手前には、現状把握のために、破損箇所等があれば、市監督員の立合いのもと写真等に記録しておくこと。 ・ 工事期間中、工事に起因し、既存施設に破損等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに原形復旧するとともに市監督員に報告書を提出すること。 ・ 設計書に明記がなくとも、機能上及び構造上当然必要と認められるもの、並びに、取合いのはつり補修復旧は本工事に含む。なお、内訳書の数量は参考とし、当図面を優先する。 ・ 工事用車両及び工事関係車両は、周辺道路に駐車しないこと。 ・ 緊急且つ必要な場合において、市監督員以外（施設管理者等）が直接受注者に指示することがある。その場合は当該指示に従うこと。 ・ 廃材、残土等の搬出にあたっては、周辺道路を汚さないこととし、当然のことながら無理な積込みは行わないこと。 ・ 工事車両等の出庫時は、タイヤ清掃等を行うなど、工事敷地からの土砂の流出抑制に心掛けること。 ・ 喫煙は限られた場所のみとし、現場内は禁煙とする。 ・ 建物付属物については特記なき限り記載の有無に関わらず全て撤去処分とする。 ・ 特記無き植栽は、全て伐採・伐根とし、業者処分とする。 ・ 備品・生活用品等については特記なき限り記載の有無に関わらず撤去処分とする。 ・ 埋設配管については特記なき限り記載の有無に関わらず撤去処分とする。 ・ 本工事の仕上げ材には、アスベスト含有の材料があり撤去及び処分に際しては、環境省からの「非飛散性アスベスト廃棄物の取り扱いに関する技術指針」に基づいて行うものとする。 ・ 建設機械及び重機を設置・使用する際は、予め地盤や地耐力の確認を行うこと。支持地盤が不安定なことが確認された場合は鉄板敷きなどの必要な措置を行い安全に配慮して作業を行うこと。 ・ 足場は、倒壊がないように堅固に組み立てること。 ・ 台風等により強風が考えられる場合は、足場のシート撤去や部分補強をあらかじめ行うこと。 ・ 本工事の敷地内に騒音振動測定器（データ収録可能）を1箇所設置すること。 なお、本工事施工中は常時設置とし位置については、市監督員と協議の上、決定すること。※レックス EB-1（NL-21、VM-53A、SB-01共）同等品使用 ・ 本敷地境界から杭撤去埋め戻し位置が確認できるよう杭頭位置の測量を行い報告書を提出する事。 ・ 本工事は住宅地内での解体工事である為、大型ブレーカーを用いた解体を禁止とし、圧砕工法を主体とした解体を行うこと。また土間コンクリート等の撤去においてもコンクリートカッター等で切断したうえ圧砕機での取り壊しを行うこと。 ・ 2週間程度毎に津市から地域住民に工事予定をお知らせする文書を配布する為、受注者は週間工程表等の作成など地元調整に協力する事。 ・ 場内小割りは圧砕機にてグランドの中心部で行う事とし、コンクリート殻等小割及びふるい作業は最小限となるように努めること。

	特記事項	工事名称	図面名称	作成年月日	一級建築士事務所 大森建築設計事務所 三重県津市久居藤ヶ丘町2604-5 管理級建築士 大森幸路 事務所登録 一級建築士 三重県知事 第1-259号 大臣登録 143376号	図面番号 A—01 (原図：A2)
		旧新町保育園解体工事	解体特記仕様書-1	縮尺		

章

項目

特記事項

②

仮設工事

① 仮設トイレ

② 仮囲い

3 監督員事務所
(2.3.1)

④ 工事用水

⑤ 工事用電力

⑥ 騒音・粉じん等の対策
(2.2.1)

⑦ 仮設鉄板敷

8 山留めの撤去
(2.4.3)

⑨ 散水養生

⑩ 足場

⑪ 損傷を与えた場合の対応

構内既存の施設

・ 利用できる

○ 利用できない

位置

○ 図示（図面番号： A-25 ）

・ その他（ ）

仕様

○ 図示（図面番号： A-25 ）

・ 成形鋼板H=3000

○ 成形鋼板H=2000

・ その他（ ）

・ 設置する。

監督員事務所の規模（単位：㎡）

適用					
規模	10程度	20程度	35程度	65程度	100程度

監督職員事務所の仕上げ

部 位 等	仕 上 げ
床	合板張り又はビニール床シート張り
内壁・天井	合板張り又はセッコウボード張り、合成樹脂エマルジョン塗り
屋根	溶融亜鉛めっき鋼板又は鉄板張り、調合ペイント塗り

備品等の設置

種類	机・いす	書棚	黒板・白板	掛時計	温度計
数量	組	台	個	個	個
種類	長靴	雨合羽	保護帽	懐中電灯	衣類ロッカー
数量	足	着	個	個	台
種類	消火器	掃除具	受注者加入 電話・FAX	インターネット	冷暖房機器
数量	個	個	台	台	台

④ 工事用水

⑤ 工事用電力

構内既存の施設

・ 利用できる（・ 有償 ・ 無償）

○ 利用できない

取出口位置

・ 図示（図面番号： ）

構内既存の施設

・ 利用できる（・ 有償 ・ 無償）

○ 利用できない

本工事で新規受電または既設電気回路に接続し、通電した時から、工事に起因する電力料金は、本工事に含まれる。

⑥ 騒音・粉じん等の対策
(2.2.1)

⑦ 仮設鉄板敷

○ 設ける

・ 防音パネル

○ 防音シート

・ 養生シート

適用範囲、高さ等

図示（図面番号： ）

・ 設けない

⑦ 仮設鉄板敷

○ 工事用進入路の養生として、鉄板（t=22）を敷き、養生を行うこと。

8 山留めの撤去
(2.4.3)

鋼矢板等の抜き後の処理

位置

・ 図示（図面番号： ）

⑨ 散水養生

⑩ 足場

解体作業時には粉塵等の飛散を防ぐため、散水養生を行うこと。

設置する足場については、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省平成21年4月）」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組み立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。

⑪ 損傷を与えた場合の対応

解体工事により解体建築物以外の建築物や舗装、樹等に損傷を与えた場合には、監督員に報告するとともに、受注者の責任において原状復旧を行うこと。

③

解体施工

① 浄化槽、排水槽等
(3.2.1)

② オイルタンク、サビ・スタック配管内等(3.2.1)

③ 杭の撤去(3.9.2)

汚水、汚物の回収、洗浄、消毒等

・ 行う

○ 行わない

廃油の回収、洗浄等

・ 行う

○ 行わない

杭の撤去

○ 行う

・ 行わない

		解体方法 ○ 引抜き工法 (・ 振動 ○ ケーシング ・ ()) ・ 破碎 ・ 図示 (図面番号:) 引き抜いた杭の処理 ○ 図示 (図面番号: A-22)										
	④ 樹木等 (3.11.1) ⑤ 地下埋設物及び埋設配管 (3.12.1) ⑥ 解体撤去後の整地 (3.13.1)	樹木の伐採抜根及び移植 ○ 行う 図示 (図面番号: A-17) ・ 行わない 地下埋設物及び埋設配管の解体 ○ 行う 図示 (図面番号:) ・ 行わない ・ 砕石 (G-40)にて周辺地盤面まで埋め戻すこと。 ・ 再生クラッシュラン(RG-40)にて周辺地盤面まで埋め戻すこと。 ・ 山砂にて周辺地盤面まで埋め戻すこと。 ○ 図示 (図面番号 A-04)										
建設廃棄物の処理	④ 1 産業廃棄物 広域認定制度 (4.4.2) 2 最終処分 (4.4.3) 3 処理に注意を要する建設廃棄物 (4.5.1) ④ 水銀使用製品産業廃棄物 5 水銀含有ばいじん等	特例による広域処理 ・ 図示 (図面番号:) 最終処分する廃棄物 ・ () 最終処分場 ・ () <table><tr><th>建設廃棄物の種類</th><th>処理方法</th></tr><tr><td>・ C C A 処理木材</td><td></td></tr><tr><td>・ (1)アスベスト含有石膏ボード</td><td></td></tr><tr><td>・ (2)石膏、カドミウム含有石膏ボード</td><td></td></tr><tr><td>・ (1) (2) 以外の石膏ボード</td><td>・ 埋立処分 ・ 再資源化</td></tr></table> ○ 蛍光灯ランプ ・ H I D ランプ ・ () 「水銀廃棄物ガイドライン」 (平成29年6月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部) に基づき適切に処理すること。 ・ 燃え殻 ・ 銲さい ・ ばいじん ・ 汚泥 ・ 廃酸 ・ 廃アルカリ 「水銀廃棄物ガイドライン」 (平成29年6月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部) に基づき適切に処理すること。	建設廃棄物の種類	処理方法	・ C C A 処理木材		・ (1)アスベスト含有石膏ボード		・ (2)石膏、カドミウム含有石膏ボード		・ (1) (2) 以外の石膏ボード	・ 埋立処分 ・ 再資源化
建設廃棄物の種類	処理方法											
・ C C A 処理木材												
・ (1)アスベスト含有石膏ボード												
・ (2)石膏、カドミウム含有石膏ボード												
・ (1) (2) 以外の石膏ボード	・ 埋立処分 ・ 再資源化											
特別管理産業廃棄物の処理	5 1 施工計画調査 (5.1.2) 2 PCBを含む機器類 (5.4.1) 3 廃油、廃酸、 廃アルカリの処理 の有無 (5.4.1) 4 ダイオキシン類 (5.4.1) 5 水銀を含む特別 管理産業廃棄物 6 廃水銀等	・ 特別管理産業廃棄物の分析調査 調査範囲 図示 (図面番号:) ・ 微量 P C B、P C B 含有シーリング材の分析調査 調査範囲 図示 (図面番号:) ・ 廃油 適用箇所 図示 (図面番号:) ・ 廃酸 適用箇所 図示 (図面番号:) ・ 廃アルカリ 適用箇所 図示 (図面番号:) ・ サンプル調査 調査範囲 図示 (図面番号:) 解体方法及び処分方法 ・ () ・ 図示 (図面番号:) ・ 銲さい ・ ばいじん ・ 汚泥 ・ 廃酸 ・ 廃アルカリ 「水銀廃棄物ガイドライン」 (平成29年6月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部) に基づき適切に処理すること。 ・ 廃水銀 (特定施設において生じたもの) ・ 廃水銀化合物 ・ 廃水銀 (水銀使用製品が産業廃棄物となったもの等から回収したもの) 「水銀廃棄物ガイドライン」 (平成29年6月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部) に基づき適切に処理すること。										
石綿含有建材の	⑥ ① 施工調査 (6.1.3)	石綿含有建材の事前調査 工事着手に先立ち、石綿含有建材の使用について、目視、設計図書及び貸与資料等により書面調査及び現地調査し、監督職員に報告すること。 調査範囲 (○ 設計図書すべて ・ 図示) 貸与資料 (○ 石綿有無の調査報告書 ・) ・ 分析による石綿含有建材の調査 分析対象 アセライト、アモライト、アノソライト、クリソライト、クロソライト、トモライト										

除去及び処理

②石綿粉じん濃度測定
(6.1.4)

③石綿含有吹付け材の除去・処分
(6.3.2)
(6.3.3)

④石綿含有保温材等
(6.4.4)

⑤石綿含有成形板
(6.5.4)

⑥石綿含有仕上塗材

採取箇所・図示（図面番号：）
サンプル数 1箇所あたり3サンプル
測定箇所・下表・図示（図面番号：）

適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定箇所数
・	測定1	処理作業前	処理作業室内	計 点
	測定2		処理作業室外（敷地境界）	計 4点
	測定3		処理作業室内	計 点
	測定4		放流水分析	検出限界値 1リットル当たり50以下 PH5を超え9未満 計 1点
・	測定5	処理作業中		計 4点
	測定6		処理作業室外（敷地境界）	計 4点
・	測定7	処理作業後（シート養生中）	処理作業室内	計 点
	測定8	処理作業後（シート撤去後1週間以降）	調査対象室外部の付近 処理作業室外（敷地境界）	計 点

測定方法

	測定 3	測定 1,7,8	測定 2,5,6
メンブレンフィルタ直径 (mm)	25	25	47
試料の吸引流量 (L/min)	・ 1 ・ ()	・ 5 ・ ()	・ 10 ・ ()
試料の吸引時間 (min)	・ 5 ・ ()	・ 120 ・ ()	・ 240 ・ ()

除去対象範囲・図示（図面番号：）
除去工法・共通仕様書[6.3.2]・図示（図面番号：）
除去した石綿含有吹付け材等の飛散防止措置
・固化・湿潤化
除去した石綿含有吹付け材等の処分
・埋立処分（管理型最終処分場）・中間処理（溶融又は無害化処理）

除去対象範囲・図示（図面番号：）
除去した石綿含有保温材等の処分
・埋立処分（管理型最終処分場）・中間処理（溶融又は無害化処理）

除去対象範囲○図示（図面番号：A-3,5,19）
処分方法（石綿含有せっこうボードを除く）
○埋立処分（安定型最終処分場）○中間処理（溶融又は無害化処理）

除去対象範囲○図示（図面番号：A-3,5,6,8,10,19,21）
除去工法○図示（図面番号：A-3,8）
除去した石綿含有仕上塗材等の処分
○埋立処分（管理型最終処分場）○中間処理（溶融又は無害化処理）

⑦1 施工計画調査
(7.1.3)

②特殊な建設副産物
(7.3.1)

③フロン類の回収
(2.4.3)

④フロン回収

分析調査
・行う 調査範囲 図示（図面番号：）
・行わない

特殊な建設副産物の種類等

種類	適用箇所	回収及び処分
・フロン	空調機	○（回収及び破壊処理）
・ハロン		・（）
		・（）
		・（）

冷凍機等の撤去に伴う冷媒の回収方法は公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）により、次の書類の写しを監督員に提出すること。
○フロン回収行程管理票
・特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）
撤去する前にフロンを屋外機ユニットを集める作業（ボンブダウン）を行うこと。
パッケージ形空調機の移設等により、冷媒の回収が必要となる場合においても上記に準じて、冷媒の大気中への飛散を防止する措置を講じること。

当該仕事を施工するに当たって施工時にフロン類の回収作業を行う場合はフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成27年4月1日施行）等の関係法令を遵守し、第1種フロン類充填回収登録業者が行うこと。

特記事項	工事名称	図面名称	作成年月日	一級建築士事務所 大森建築設計事務所	図面番号
	旧 新 町 保 育 園 解 体 工 事			三重県津市久居藤ヶ丘町2604-5 事務所登録 三重県知事 第1-259号 管理建築士 大森幸路 一級建築士 大臣登録 143376号	A-02 (原図：A2)
		解体特記仕様書-2	縮尺		

参考図

外 部 仕 上 表				
屋 根	モルタル下地の上、シート防水		テ ラ ス	モルタル金コテ押さえ
外 壁	複層塗材E吹付	一部モルタル刷毛引きの上 アクリルリシン吹付	樋	堅樋 塩ビ100φ
軒 天	複層塗材E吹付			
外 部 巾 木	モルタル刷毛引き		表 門 扉	道路側：小口タイル貼り 園内側：複層塗材E吹付
			裏 門 扉	小口タイル貼り
			倉 庫 (1)	床：土間コンクリート金鍍押さえ 壁：角波プリント銅板 t=2.7 硬質塩化ビニル小波 屋根：瓦棒葺か-鉄板貼り
			倉 庫 (2)	床：ころばし床組みの上ラワン材貼り 壁：角波か-鉄板貼り 屋根：か-鉄板貼り
			倉 庫 (3)	床：土間コンクリート金鍍押さえ 壁：CBt100E外塗り仕上げの上 複層塗材E吹付 屋根：★小波スレート葺き
			駐 輪 場	床：土間コンクリート金鍍押さえ 屋根：塩ビ波板

内 部 仕 上 表							
室 名	床	巾木	H	壁	天井	天井高さ	備考
遊戯室	寄せ木ベニヤ板	木製	H＝150、O P塗り	モルタル仕上げ、E P塗り 一部クロス貼り	P B t＝9目透かし貼り V P塗り	2950～4000	掲示板、整理棚、机台等
保育室（1）、（2）、（3）	寄せ木ベニヤ板	木製	H＝150、O P塗り	モルタル仕上げ、E P塗り 一部クロス貼り	P B t＝9目透かし貼り V P塗り	2700	掲示板、整理棚、木格子
幼児トイレ（1）、（2）	モルタル金コテ 樹脂系塗床材 3mm程度	モルタル金コテ 樹脂系塗床材 H＝100		モルタル下地100角磁器質タイル貼り 前室部：モルタル刷毛引き部アクリルリシン吹付	珪酸カルシウム板 t＝6目透かし貼り E P塗り	2700	トイレブース、掃除道具入れ シャッター取付
更衣室（倉庫）	モルタル金コテ 長尺塩ビシート 2mm	ソフト巾木 H＝60		モルタル金コテP B t＝12.5 ビニールクロス貼り	化粧P B t＝9.5	2500	
下処理室	モルタル金コテ 樹脂系塗床材 3mm程度	モルタル金コテ 樹脂系塗床材 H＝100		モルタル下地100角磁器質タイル貼り 建具納部：珪酸カルシウム板 t＝8下地100角タイル貼り	珪酸カルシウム板 t＝6目透かし貼り E P塗り	2800	物入れ
調理室	モルタル金コテ 樹脂系塗床材 3mm程度	モルタル金コテ 樹脂系塗床材 H＝100		モルタル下地100角磁器質タイル貼り	珪酸カルシウム板 t＝6目透かし貼り E P塗り	2800	
食品庫	モルタル金コテ 樹脂系塗床材 3mm程度	モルタル金コテ 樹脂系塗床材 H＝100		モルタル金コテ E P塗り	珪酸カルシウム板 t＝6目透かし貼り E P塗り	2700	
湯沸室	モルタル金コテ 長尺塩ビシート 2mm	ソフト巾木H＝60		化粧ケイカル板 t＝6（RC面はGL工法）	珪酸カルシウム板 t＝6目透かし貼り E P塗り	2300	流し台、コンロ台
休息室	畳へりつき 複合I種フローリング t＝15 塗装品	ソフト巾木H＝60 畳寄せ40 x 50		モルタル金コテ ビニールクロス貼り	化粧P B t＝9.5	2700～2450	
女子・男子トイレ	50角磁器質タイル	100角磁器質タイル貼り		モルタル下地100角磁器質タイル貼り LGS面：珪酸カルシウム板 t＝8下地100角タイル貼り	珪酸カルシウム板 t＝6目透かし貼り E P塗り	2400	
手洗い	複合I種フローリング t＝15 塗装品	ソフト巾木H＝60		化粧ケイカル板 t＝6（RC面はGL工法）	珪酸カルシウム板 t＝6目透かし貼り E P塗り	2400	吊棚（W2000 x H500 x D400）
ローカ・ホール	複合I種フローリング t＝15 塗装品	ソフト巾木H＝60		P B t＝12.5下地ビニールクロス貼り（RC面クロス下ゾラコート吹付跡）	化粧P B t＝9.5	2700	
玄関	100角磁器質タイル	御影石20 x 160		P B t＝12.5下地ビニールクロス貼り（RC面クロス下ゾラコート吹付跡）	化粧P B t＝9.5	2850	上り框 御影石 50 x 160 下駄箱
事務室	複合I種フローリング t＝15 塗装品	ソフト巾木H＝60		LGS面：P B t＝12.5下地ビニールクロス貼り RC面：ビニールクロス貼り	化粧P B t＝9.5	2700	予定黒板
乳児室	寄せ木ベニヤ板 畳へりつき	木製 H＝150、O P塗り 畳寄せ50 x 100		モルタル仕上げ、E P塗り 一部クロス貼り	P B t＝9目透かし貼り V P塗り	2700	木格子、整理棚、掃除用具入れ
乾燥室	モルタル金コテ			モルタル金コテ	P B t＝9 E P塗り	2500	
洗濯室	モザイクタイル			100角磁器質タイルの上 メラミン不燃化粧版 t＝3	P B t＝9 E P塗り	2500	
踏込	寄せ木ベニヤ板 モルタル金コテ			モルタル仕上げ、E P塗り	P B t＝9目透かし貼り V P塗り	2700～2850	
調乳室	モザイクタイル			100角磁器質タイル	P B t＝9 E P塗り	2500	流し台、コンロ台 吊棚（W1160 x H500 x D400、W1200 x H500 x D400）
乳児幼トイレ	モザイクタイル			100角磁器質タイル	P B t＝9 E P塗り	2500	

適用		測定名称	測定時期	測定場所	測定点 (施工箇所ごと)
・	測定 1	処理作業中	処理作業前	処理作業室内	計 4 点
・	測定 2		処理作業室外 (敷地境界)	計 4 点	
・	測定 3		処理作業室内	計 4 点	
・	測定 4		放流水分析	検出限界値 1リットル当たり50ppm以下 PH5を超え9未満	
・	測定 5		処理作業室外 (敷地境界)	計 1 点	
・	測定 6		処理作業室外 (敷地境界)	計 4 点	
・	測定 7		処理作業後	処理作業室内	計 4 点
・	測定 8		(7)撤去後 1週間以降	調査対象室外の付近	計 4 点
合計				13 点	

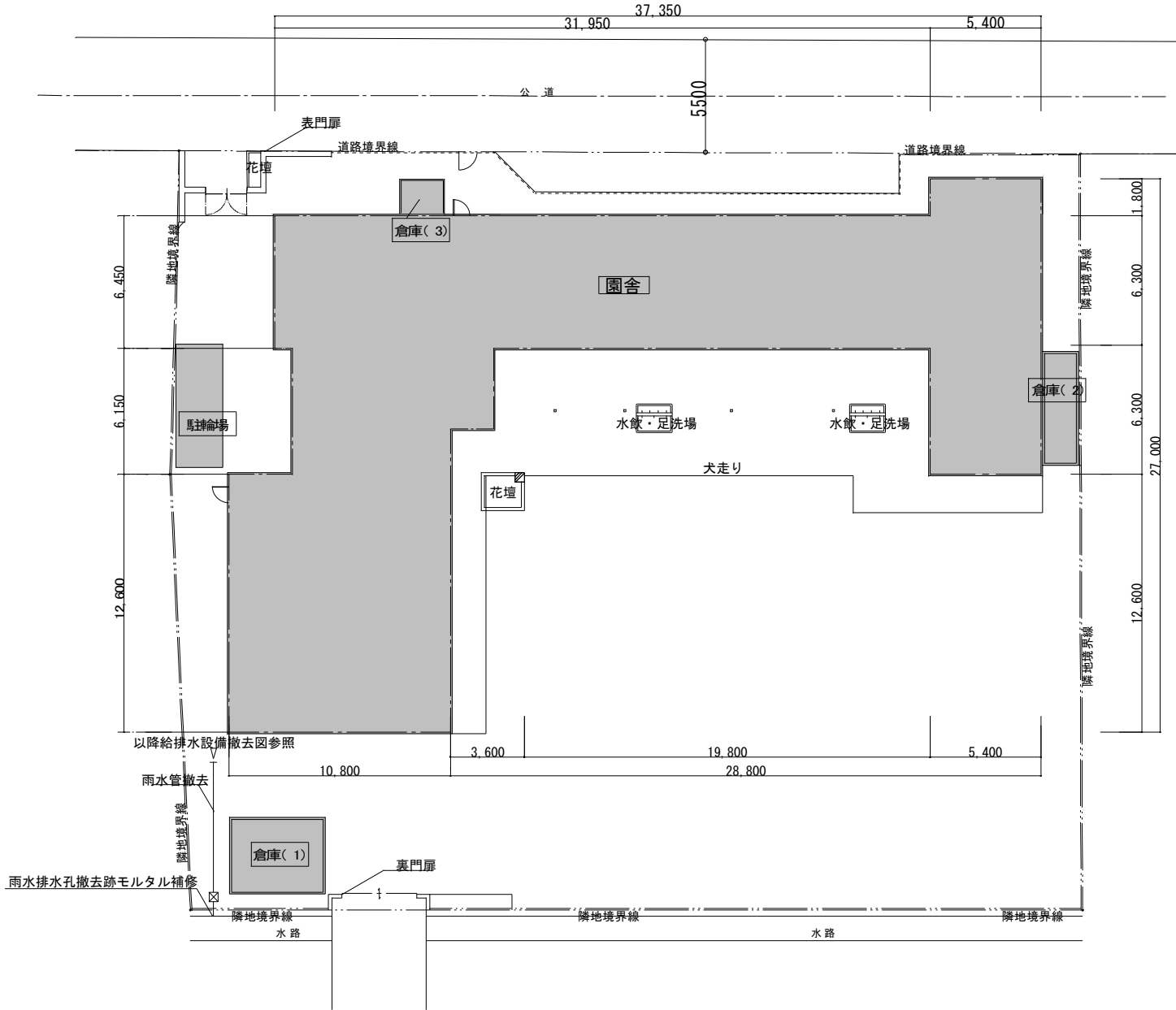
内外部吹付塗材（複層塗材E吹付、アクリルシソ吹付、ゾーコート吹付）
（下地調整塗材にアスベスト含有）

- ・ 集塵装置付き超高圧水洗工法（100Mpa以上）
- ・ 集塵装置付きディスクグラインダーケレン工法併用
- ・ 各種申請及び届出を行う事

特記事項 凡例	工事名称	図面名称	作成年月日	一級建築士事務所 大森建築設計事務所	図面番号
★ : アスベスト含有材を示す（成型板に含有）	旧 新 町 保 育 園 解 体 工 事	仕 上 表	縮尺	三重県津市久居藤ヶ丘町2604-5 事務所登録 三重県知事 第1-259号 管理建築士 大森幸路 一級建築士 大臣登録 143376号	A-03 (原図: A2)
□ : アスベスト含有材を示す（下地調整塗材に含有）					

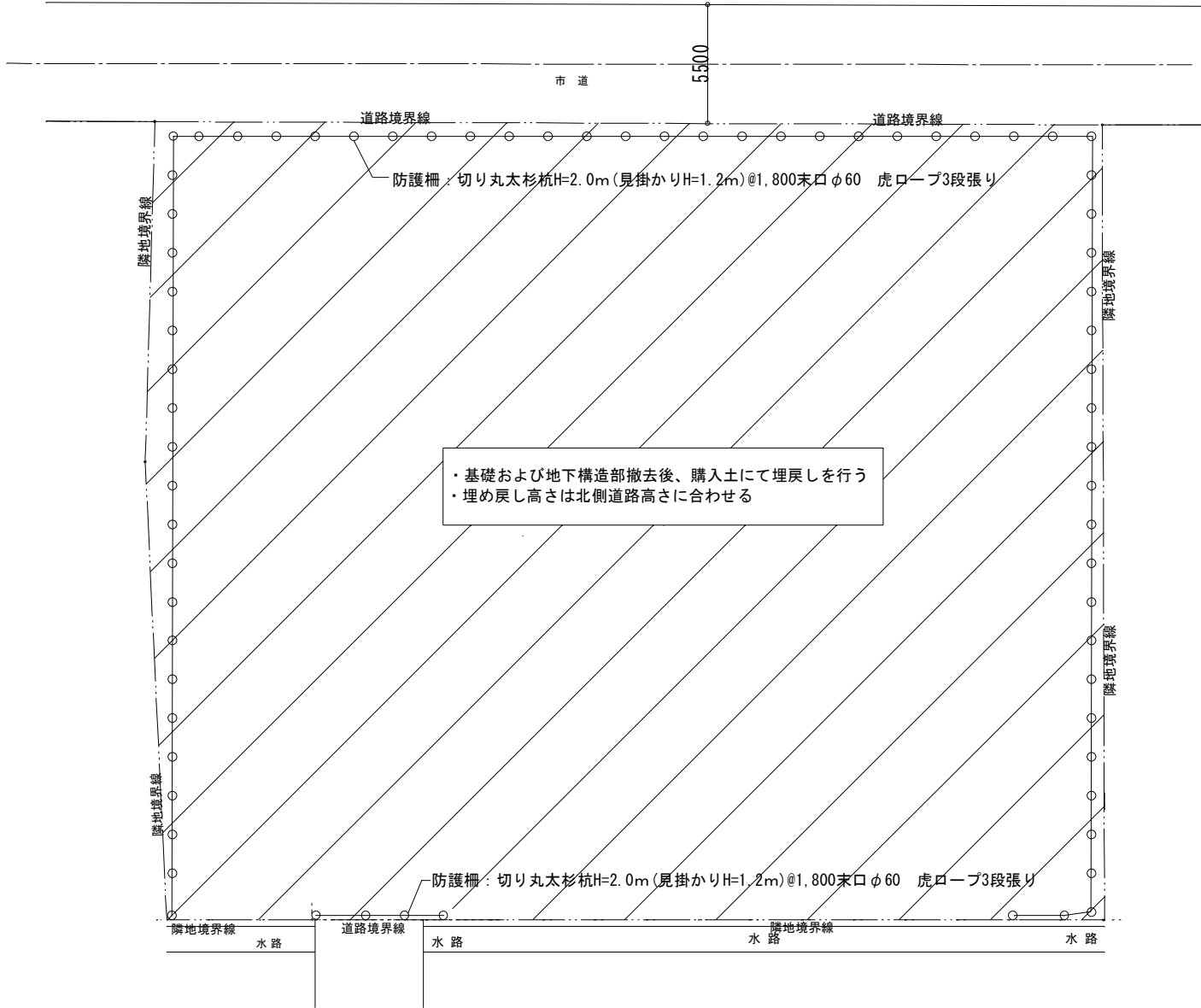


附 近 見 取 図



配 置 図 1 / 3 0 0

凡例
[Shaded Box] : 解体建物を示す
※外構撤去範囲は（A-18）参照

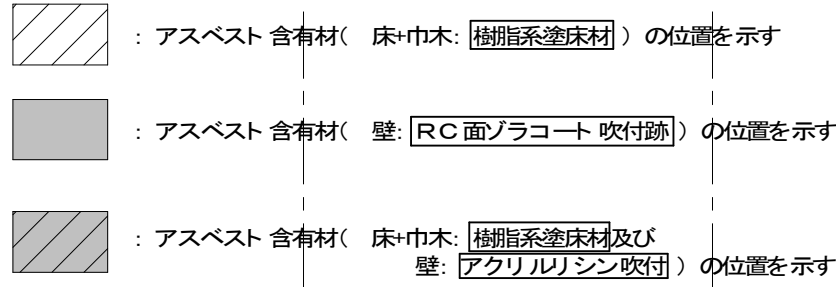


造 成 計 画 図 1 / 3 0 0

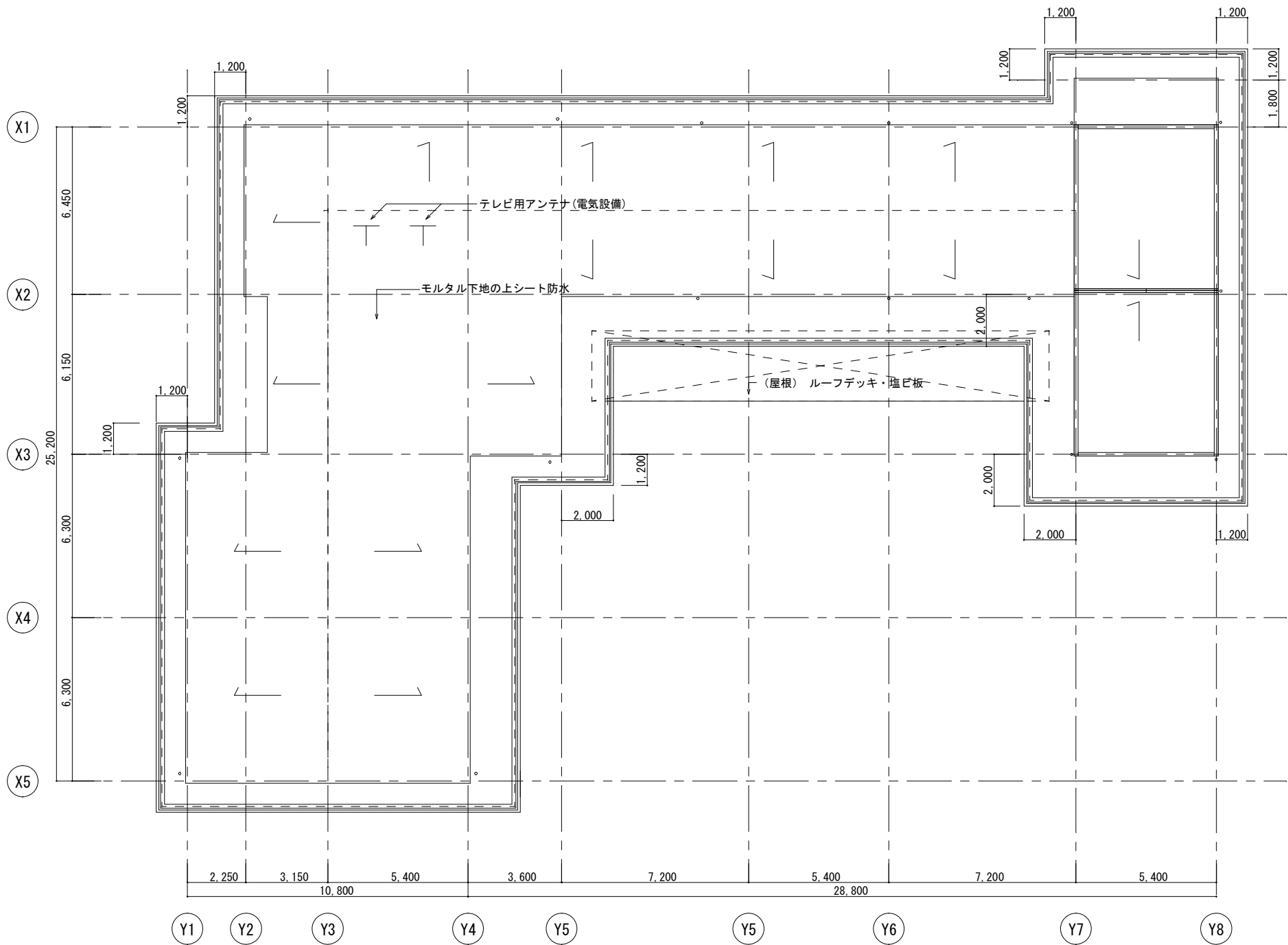
～～工事条件～～

- ・本工事は住宅地内での解体工事である為、大型ブレーカーを用いた解体を禁止とし、圧砕工法を主体とした解体を行うこと。また土間コンクリート等の撤去においてもコンクリートカッター等で切断したうえ圧砕機での取り壊しを行うこと。
- ・2週間程度毎に津市から地域住民に工事予定をお知らせする文書を配布する為、受注者は週間工程表等の作成など地元調整に協力する事。
- ・場内小割りは圧砕機にてグランドの中心部で行う事とし、コンクリート殻等小割及びふるい作業は最小限となるように努めること。

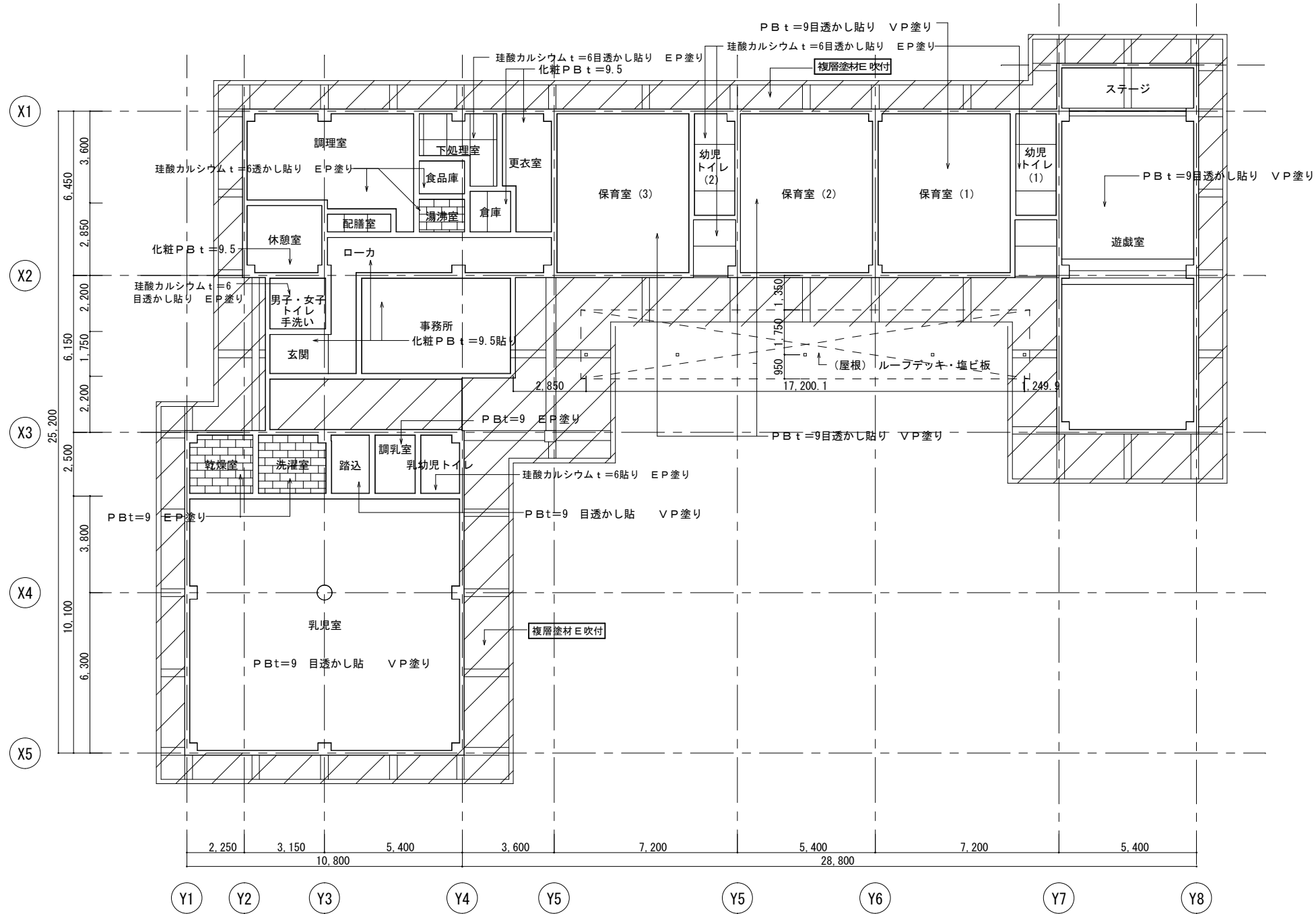
特記事項	工事名称	図面名称	作成年月日	一 級 建 築 士 事 務 所 大森建築設計事務所 三重県津市久居 藤ヶ丘町2604-5 管 理 建 築 士 大 森 幸 路	図面番号 A —04 (原図：A2)
	旧新町保育園解体工事		縮尺		
		附近見取図・配置図・造成計画図	1/300		



特記事項 凡例	工事名称	図面名称	作成年月日	一級建築士事務所 大森建築設計事務所	図面番号
	旧 新 町 保 育 園 解 体 工 事			三重県津市久居藤ヶ丘町2604-5 事務所登録 三重県知事 第1-259号 管理建築士 大森 幸路 一級建築士 大臣登録 143376号	A-05 (原図：A2)
★ : アスベスト含有材を示す（成型板に含有）		1 階 平 面 図	縮尺 1/100		
□ : アスベスト含有材を示す（下地調整塗材に含有）					



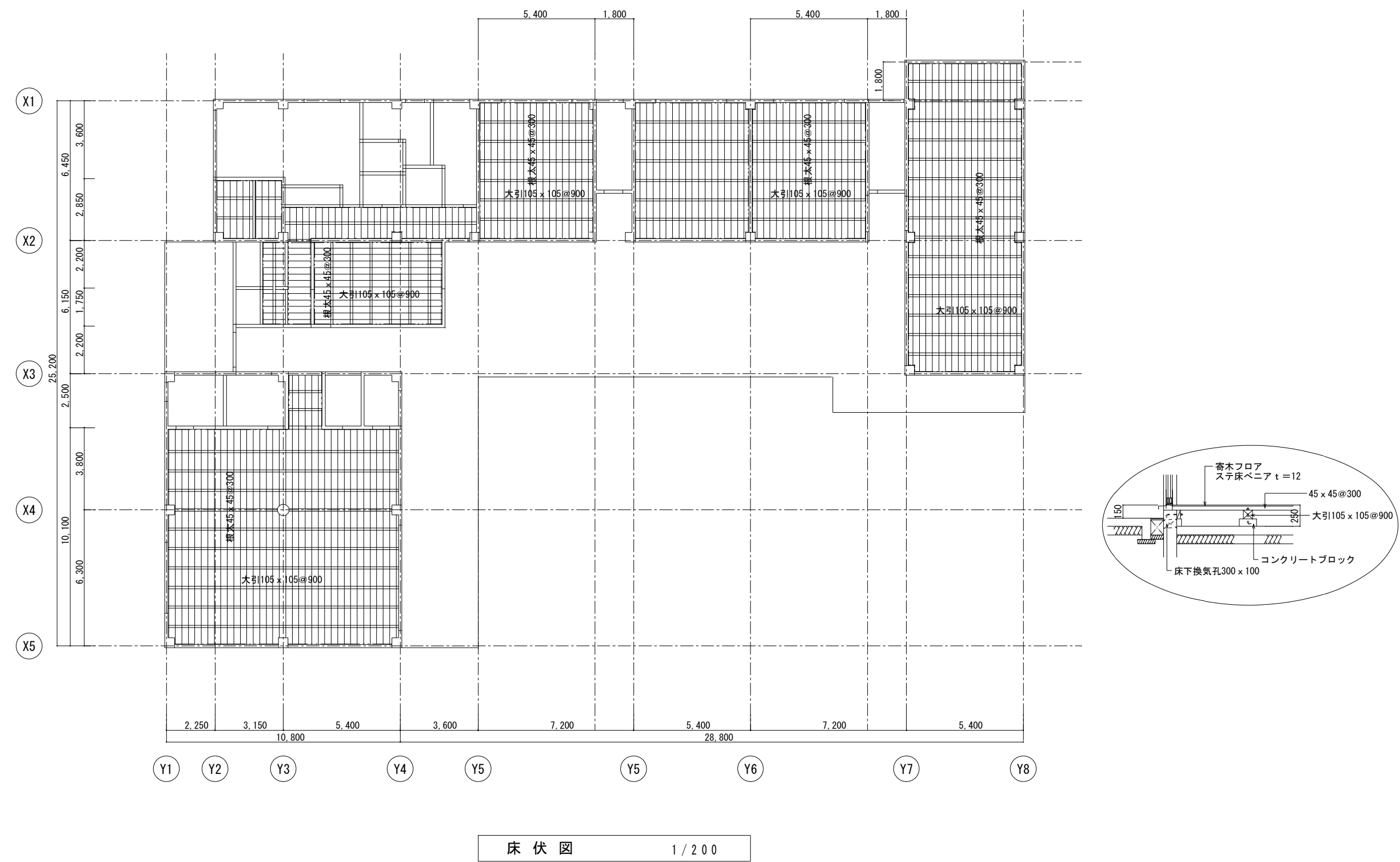
R 階 平 面 図 1 / 2 0 0



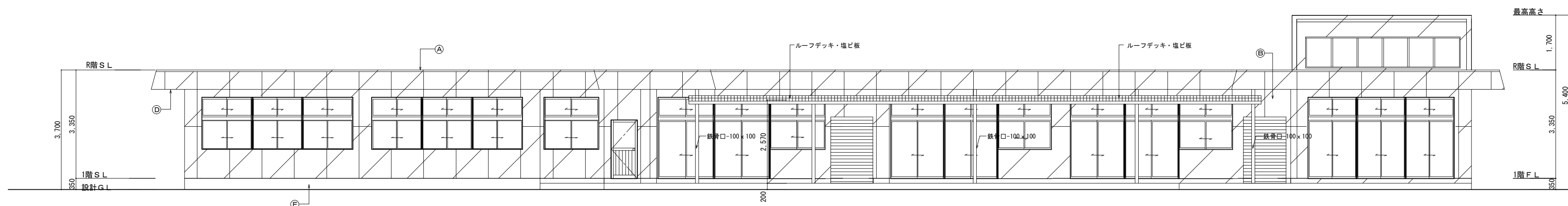
天 井 伏 図 1 / 2 0 0

：アスベスト含有材の位置を示す

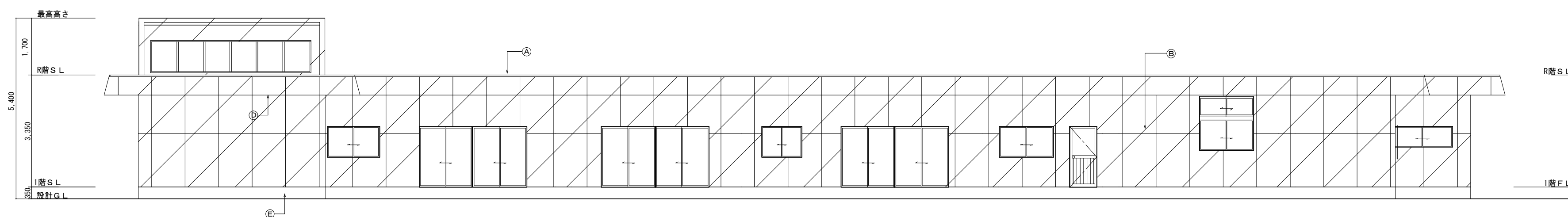
特記事項		工事名称	図面名称	作成年月日	一級建築士事務所 大森建築設計事務所		図面番号		
凡例					旧新町保育園解体工事	縮尺		三重県津市久居藤ヶ丘町2604-5 事務所登録 三重県知事 第1-259号 管理建築士 大森 幸路 一級建築士 大臣登録 143376号	
★ : アスベスト含有材を示す（成型板に含有）								A-06 (原図：A2)	
□ : アスベスト含有材を示す（下地調整塗材に含有）			R階平面図・天井伏図	1/200					



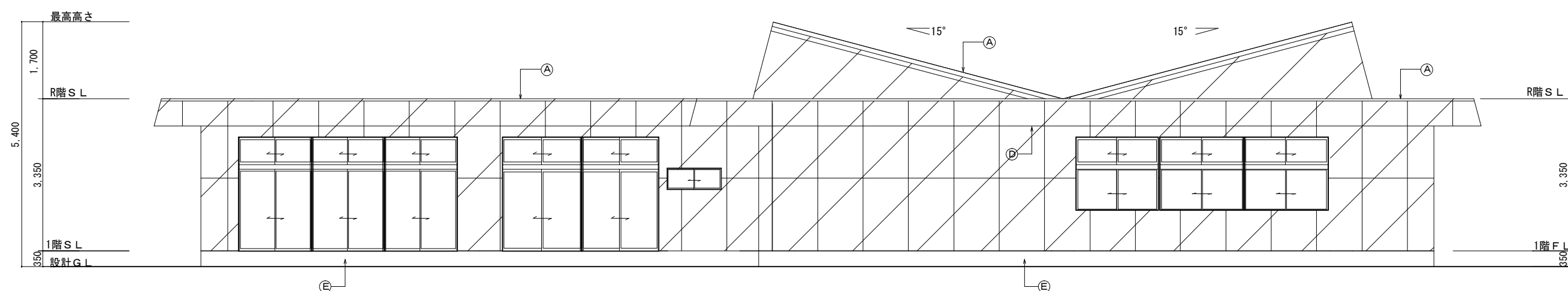
特記事項	工事名称	図面名称	作成年月日	一級建築士事務所 大森建築設計事務所 三重県津市久居藤ヶ丘町2604-5 管理建築士 大森 幸路	事務所登録 三重県知事 第1-259号 一級建築士 大臣登録 143376号	図面番号 A-07 (原図: A2)
	旧新町保育園解体工事	床 伏 図	縮尺			
			1/200			



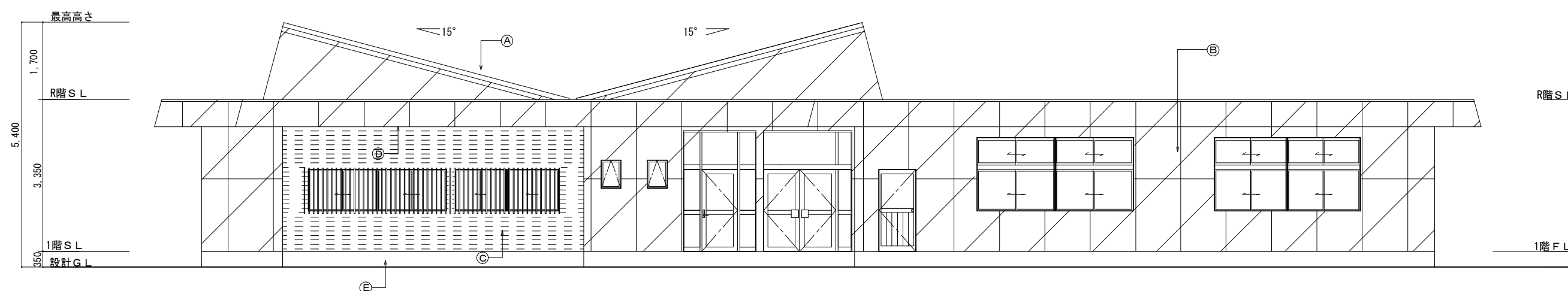
南側 立面図 S:1/100



北側立面圖 S:1/100



東側 立面図 S:1/100

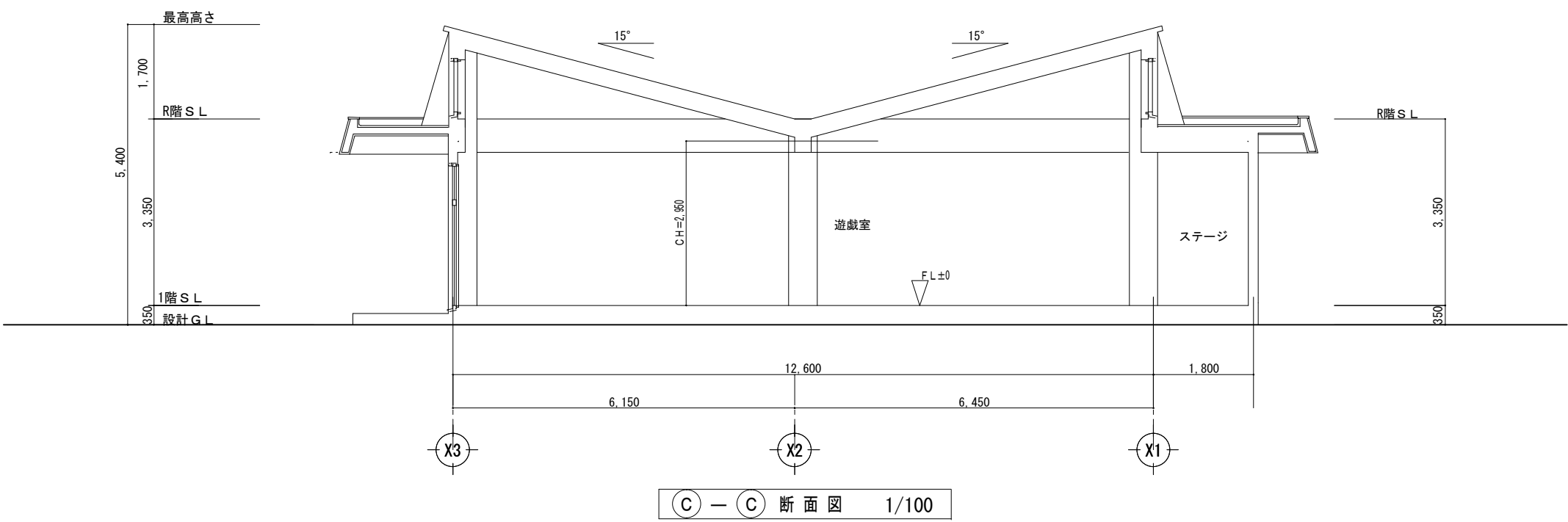
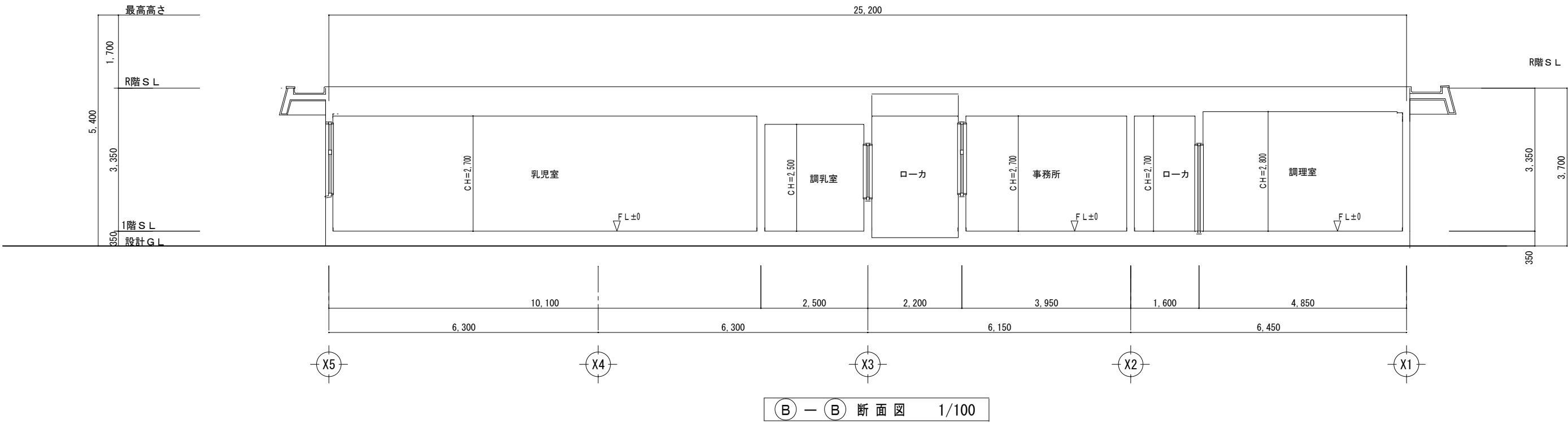
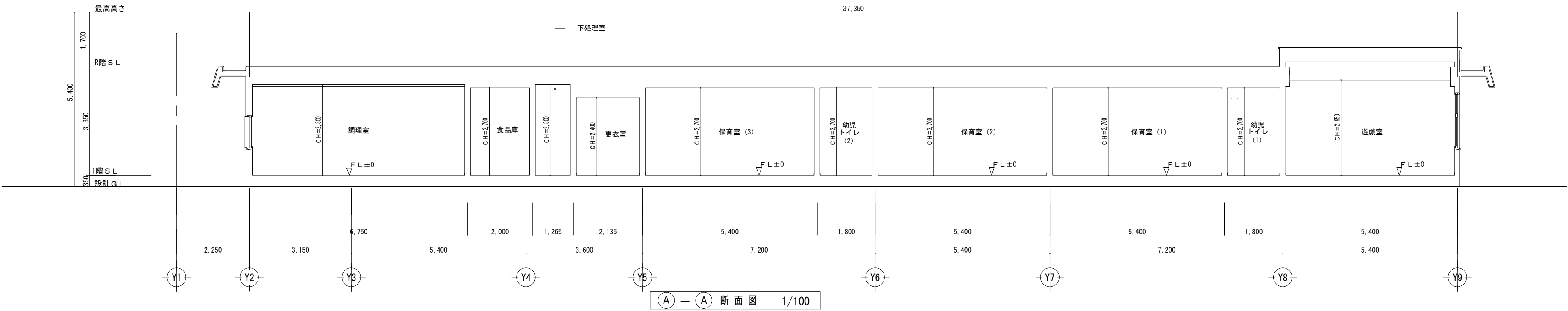


西側 立面図 S:1/100

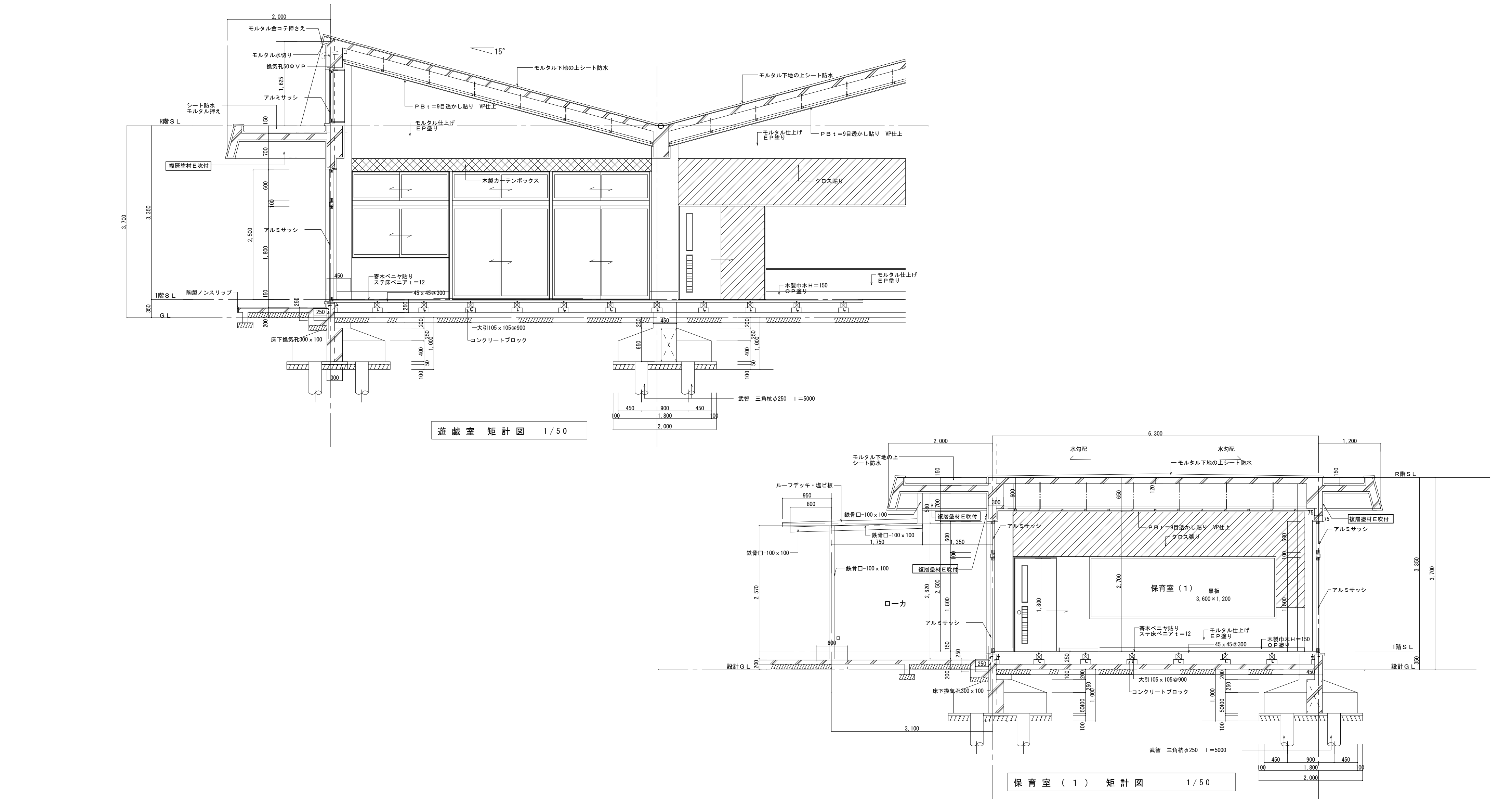
外 部 仕 上 表		
記号	場 所	仕様
(A)	屋 根	モルタル下地の ^上 シート防水
(B)	外 壁	<u>複層塗材E吹付</u> 一部モルタル刷毛引きの ^上 <u>アクリルリシン吹き付け</u>
(C)	外 壁（玄関廻り）	タイル貼り
(D)	軒 裏	<u>複層塗材E吹付</u>
(E)	巾 木	モルタル刷毛引き

 : アスベスト含有材の位置を示す

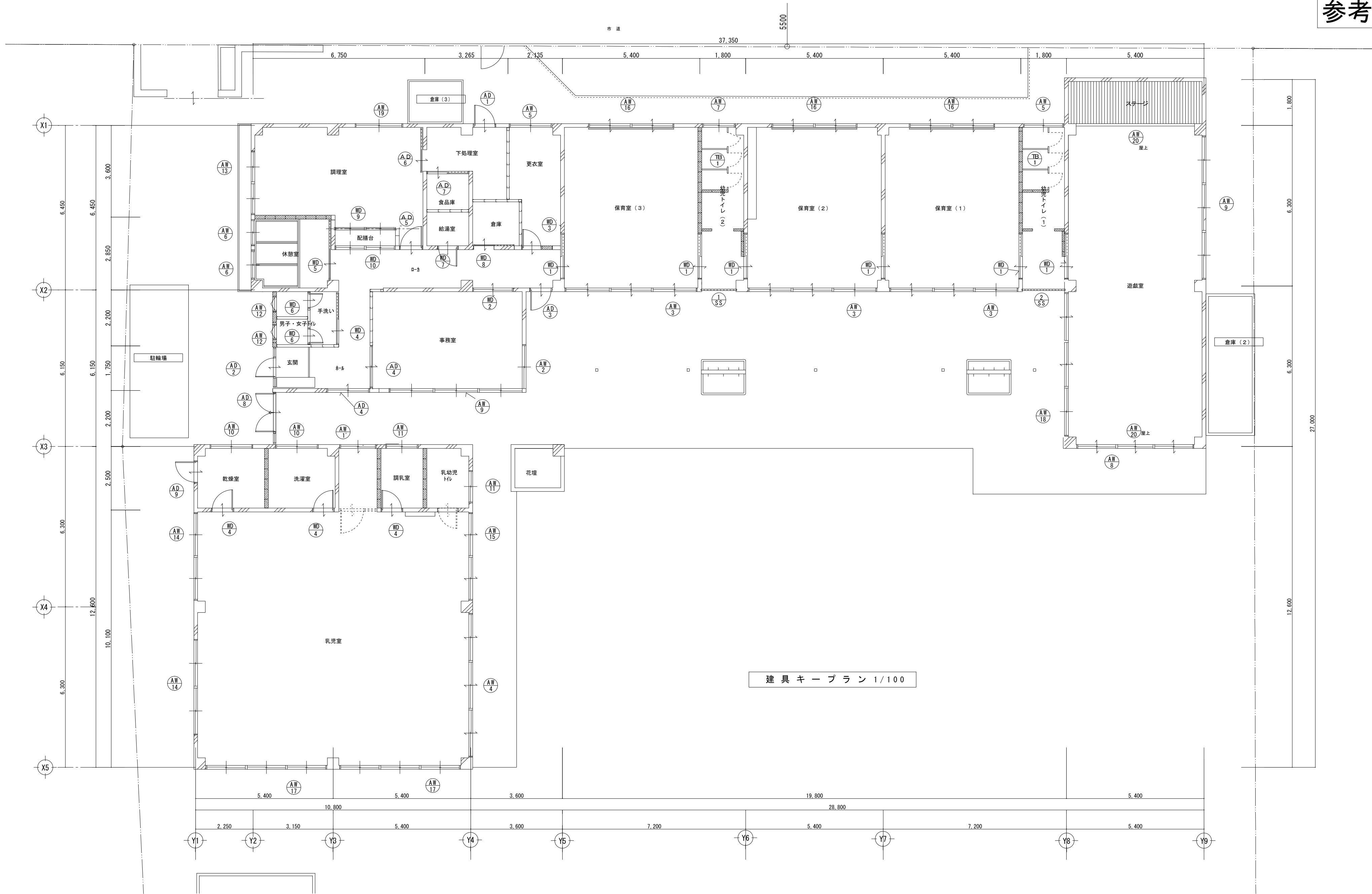
特記事項 凡例	工事名称	図面名称	作成年月日	一級建築士事務所 大森建築設計事務所	図面番号
★ : アスベスト含有材を示す（成型板に含有）	旧新町保育園解体工事	立面図	縮尺 1/100	三重県津市久居藤ヶ丘町2604-5 事務所登録 三重県知事 第1-259号 管理建築士 大森 幸路 一級建築士 大臣登録 143376号	A-08 (原図: A2)
□ : アスベスト含有材を示す（下地調整塗材に含有）					



特記事項	工事名称	図面名称	作成年月日	一級建築士事務所 大森建築設計事務所 三重県津市久居藤ヶ丘町2604-5 管理建築士 大森 幸路	事務所登録 三重県知事 第1-259号 一級建築士 大臣登録 143376号	図面番号 A-09 (原図: A2)
	旧新町保育園解体工事	断面図	縮尺			
			1/100			

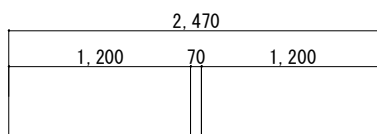
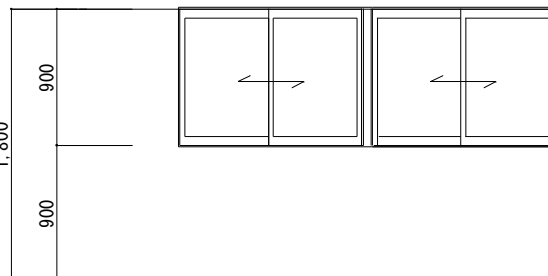
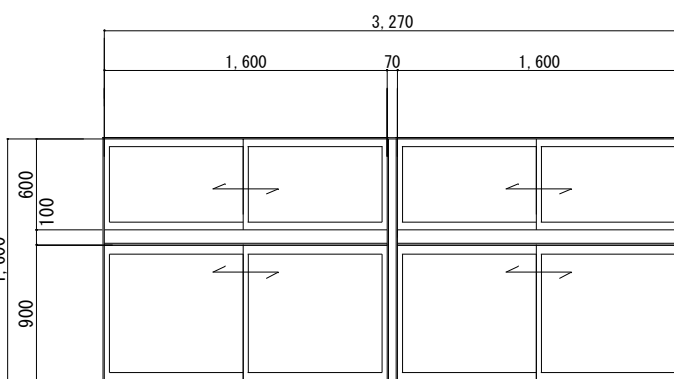
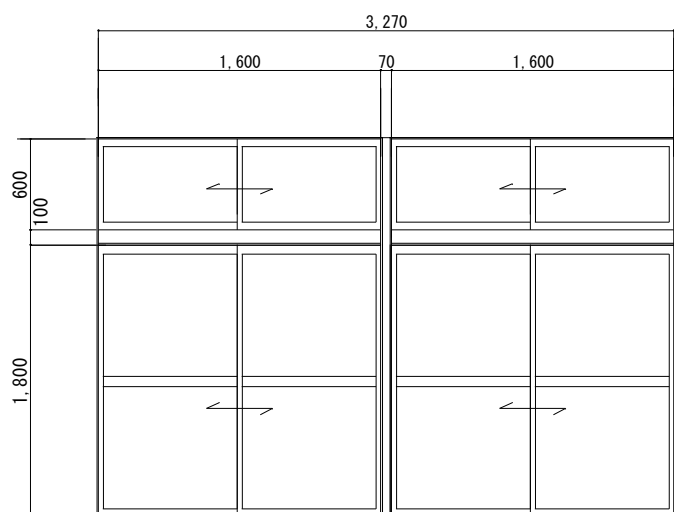
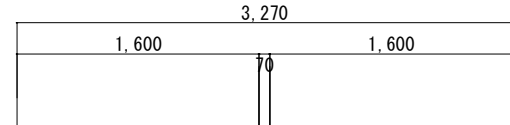
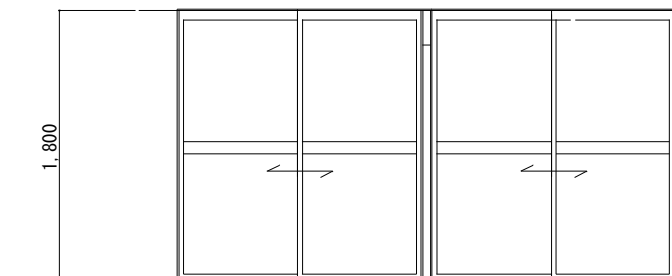
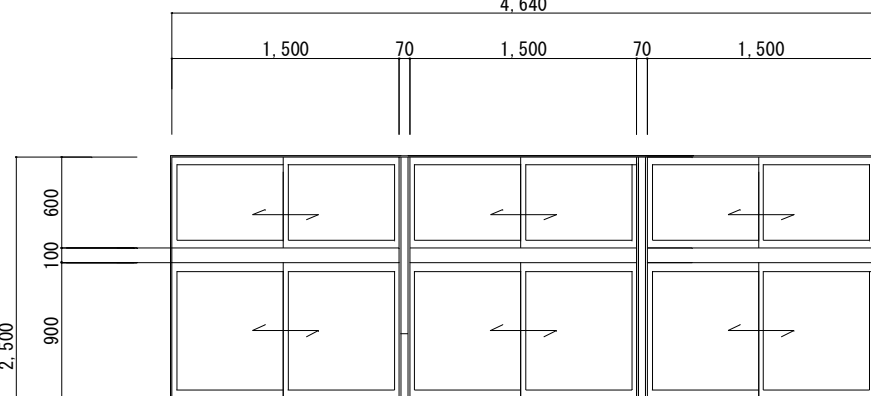
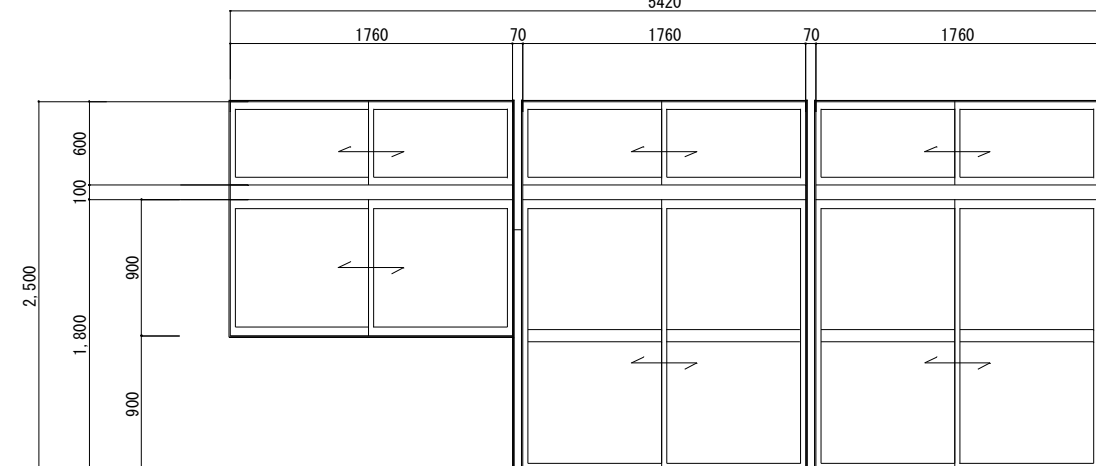
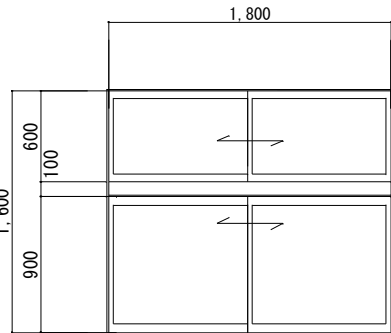
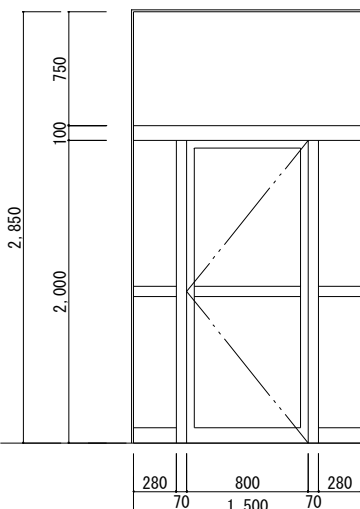
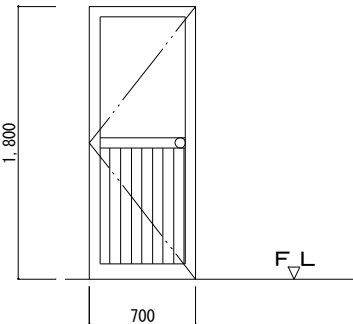
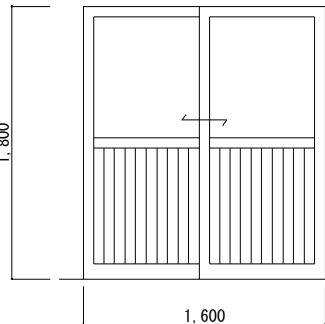
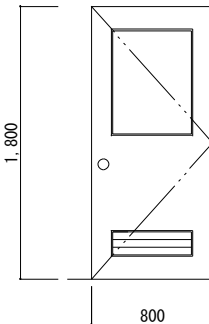
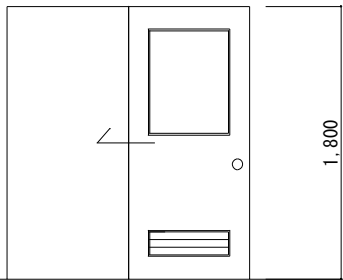
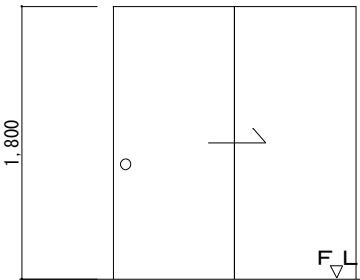
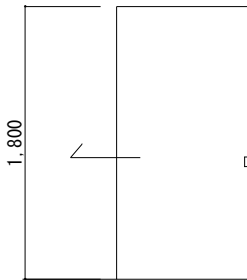
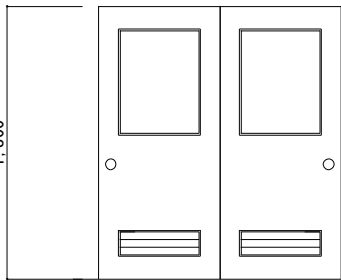
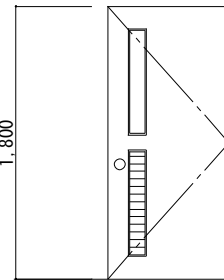


特記事項		工事名称	図面名称	作成年月日	一級建築士事務所 大森建築設計事務所		図面番号
凡例							
★ : アスベスト含有材を示す（成型板に含有）							
□ : アスベスト含有材を示す（下地調整塗材に含有）		旧新町保育園解体工事	矩 計 図	縮尺 1/50	三重県津市久居藤ヶ丘町2604-5 事務所登録 三重県知事 第1-259号 管理建築士 大森幸路 一級建築士 大臣登録 143376号		A-10 (原図: A2)

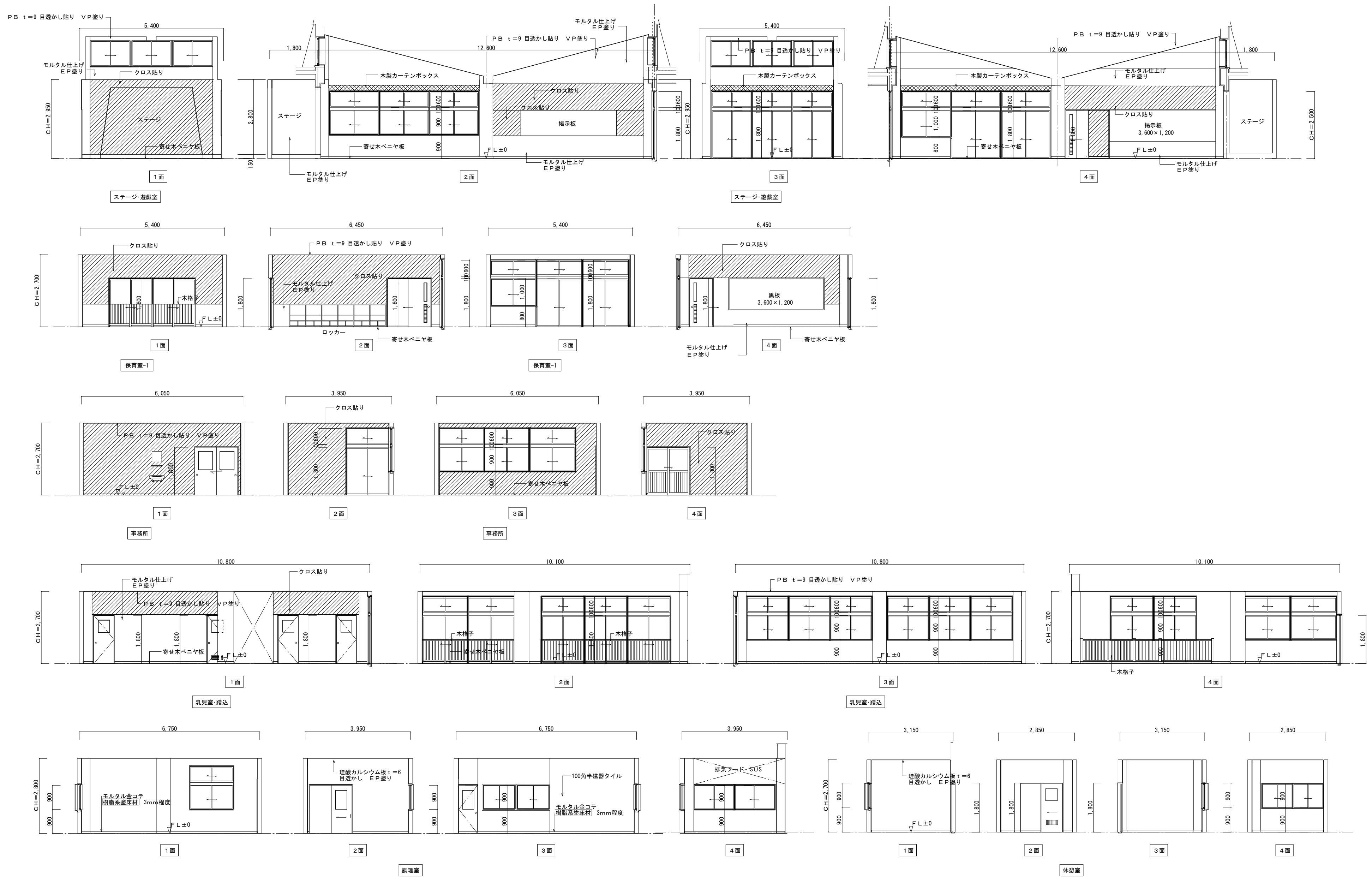


特記事項	工事名称	図面名称	作成年月日	一級建築士事務所 大森建築設計事務所 三重県津市久居藤ヶ丘町2604-5 管理建築士 大森幸路	図面番号 A-11 (原図：A2)
	旧新町保育園解体工事	建具キープラン	縮尺 1/100		

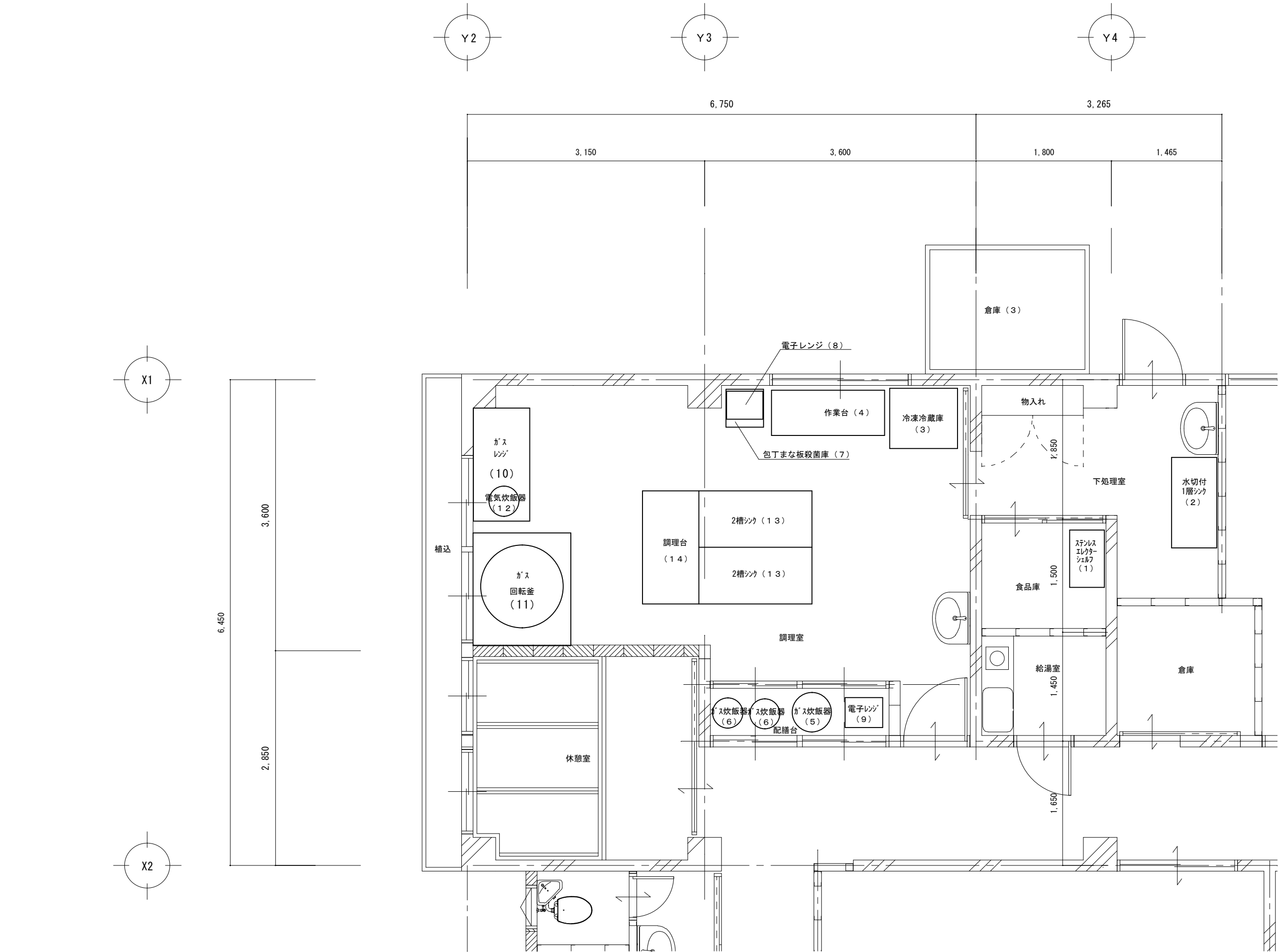
既設 金属製建具													
記号	数量	AW 1	2段引き違いアルミ サッシ	1	AW 2	2段引き違いアルミ サッシ	1		AD 1	片開きアルミ サッシ	1		
形状	室名	踏込			事務室						下処理室		
硝子	見 込	トーメイ t=3 70			トーメイ t=3 70			トーメイ t=3 70					
記号	数量	AW 3	2段3連引き違いアルミ サッシ	3	AW 4	2段3連引き違いアルミ サッシ	1	AW 5 ・ AW 6 ・ AW 7	引き違いアルミ サッシ	2・2・1			
形状	室名	保育室(1) 保育室(2) 保育室(3)			乳児室			更衣室・幼児トイレ (1) 休憩室 幼児トイレ (2)					
硝子	見 込	トーメイ t=3 70			トーメイ t=3 70			トーメイ t=3 70					
記号	数量	AW 8	2段3連引き違いアルミ サッシ	1	AW 9	2段3連引き違いアルミ サッシ	2	AW 10 ・ AW 11	引き違いアルミ サッシ	2・2	AW 12	すべり出しアルミサッシ	2
形状	室名	遊戯室			遊戯室 事務室			乾燥室 洗濯室 調乳室 乳幼児トイレ		男子・女子トイレ			
硝子	見 込	トーメイ t=3 70			トーメイ t=3 70			トーメイ t=3 70		型板ガラス t=4 70			

既設 金属製建具																									
記号	数量	AW 13	2連引き違いアルミ サッシ	1	AW 14	2段2連引き違いアルミ サッシ	2	AW 15	2段2連引き違いアルミ サッシ	1	AW 16	二連引き違いアルミ サッシ	3												
形状	室名	調理室   F_VL			乳児室  F_VL			乳児室  F_VL			保育室(1) 保育室(2) 保育室(3)   F_VL														
		硝子	見	込	トーメイ t =3	70	トーメイ t =3	70	トーメイ t =3	70	トーメイ t =3	70													
記号	数量	AW 17	2段3連引き違いアルミ サッシ	2	AW 18	2段3連引き違いアルミ サッシ	1	AW 19	2段引き違いアルミ サッシ	1	AD 2	ランマ袖付き片開きアルミドア	1												
形状	室名	乳児室  F_VL			遊戯室  F_VL			調理室  F_VL			玄関  F_VL														
		硝子	見	込	トーメイ t =3	70	トーメイ t =3	70	トーメイ t =3	70	トーメイ t =5	70													
記号	数量	AD 3	片開きアルミドア	1	AD 4	引き違いアルミ 戸	2	AD 5	片開きアルミドア	1	AD 6	片引きアルミ 戸	1	AD 7	片引きアルミ 戸	1	WD 1	片引き違い戸	6	WD 2	片開きフラッシュ戸	1	WD 3	片開きフラッシュドア	1
形状	室名	ローカ  F_VL	事務所 ホール  F_VL	調理室  F_VL	調理室  F_VL	食品庫  F_VL	保育室(3) 保育室(2) 保育室(1) 遊戯室  F_VL	事務室  F_VL	更衣室  F_VL																
		硝子	見	込	トーメイ t =3	70	トーメイ t =3	70	トーメイ t =3	70	トーメイ t =3	33	トーメイ t =3	33	トーメイ t =3	33									

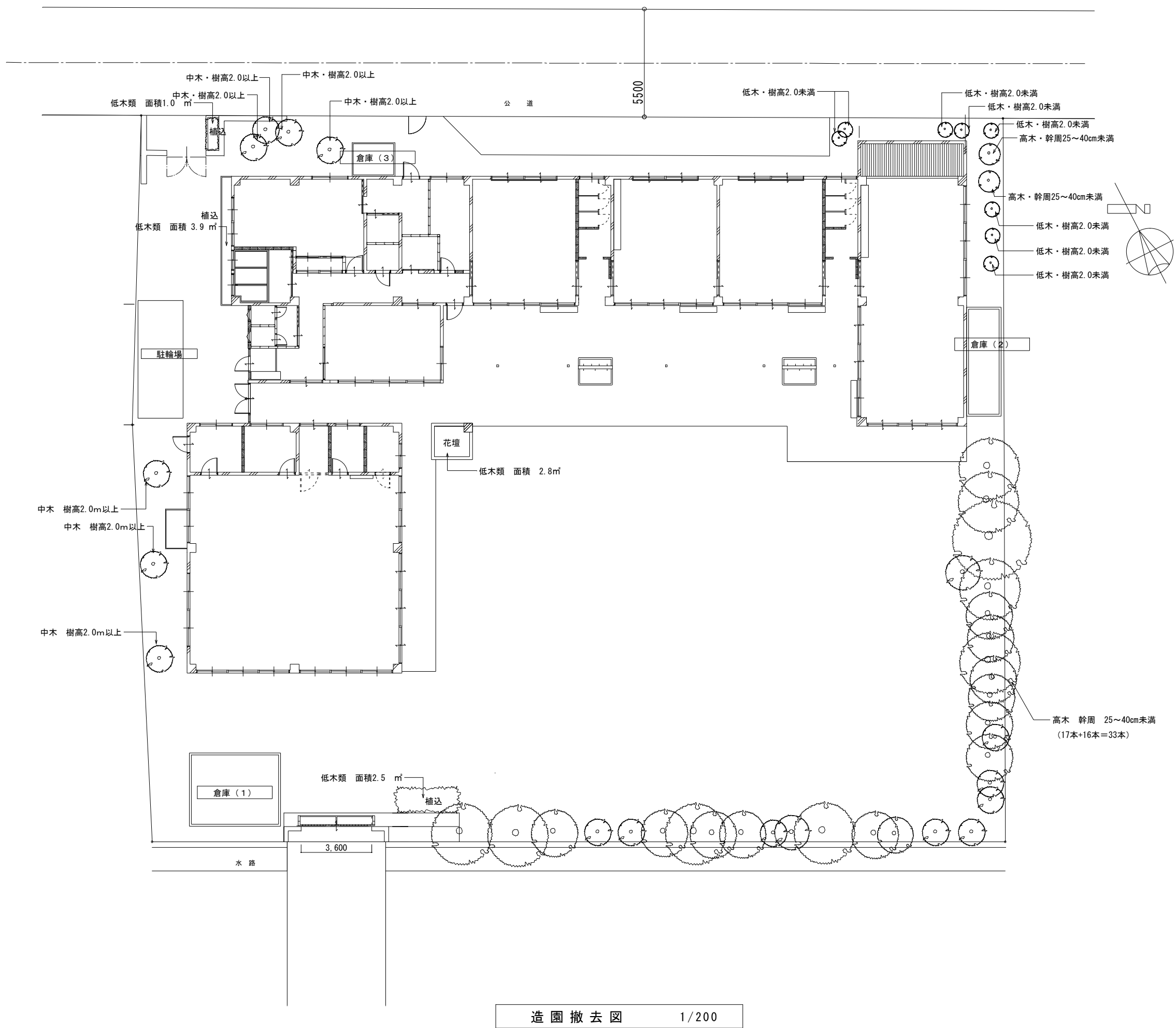
既設 金属製建具																				
記号	数量	WD4	片開きフラッシュドア	3		1SS	軽量バランスシャッター	1	2SS	軽量バランスシャッター	1		AD8	ランマ袖付き片開きアルミドア	1	AD9	片開きフラッシュドア	1		
形状	室名	乾燥室 洗濯室 調乳室												ローカ（土間）			乾燥室			
硝子	見込	トーメイ t=3 33				スラット t=0.6 焼付塗装				スラット t=0.6 焼付塗装				トーメイ t=5 70			トーメイ t=3 70			
記号	数量	WD4	WD5	片引きフラッシュ戸	2	WD6	片開きフラッシュドア	2	WD7	片開きフラッシュドア	1	WD8	片引きフラッシュ戸	1		AW20	3連引き違いアルミサッシ		2	
形状	室名	手洗い 休息室			男子・女子トイレ			湯沸室			倉庫				遊戯室					
硝子	見込	スリガラス t=2 33			スリガラス t=2 33			トーメイ t=3 33			トーメイ t=3 33				トーメイ t=3 70					
記号	数量	WD9	引き違い木製2連フラッシュ戸			1	WD10	引き違い木製2連フラッシュ戸			1	TB1	トイレブース		2					
形状	室名	調理室					ローカ					幼児トイレ(1) 幼児トイレ(2)								
硝子	見込	ホリ合板 OP塗り					トーメイ t=3					ガラス化粧合板 見込み40								



特記事項 凡例		工事名称	図面名称	作成年月日	一級建築士事務所 大森建築設計事務所		図面番号
		旧新町保育園解体工事	展開図	縮尺 1/100	三重県津市久居藤ヶ丘町2604-5 事務所登録 三重県知事 第1-259号 管理建築士 大森 幸路 一級建築士 大臣登録 143376号		A-15 (原図: A2)
★ : アスベスト含有材を示す (成型板に含有) □ : アスベスト含有材を示す (下地調整塗材に含有)							

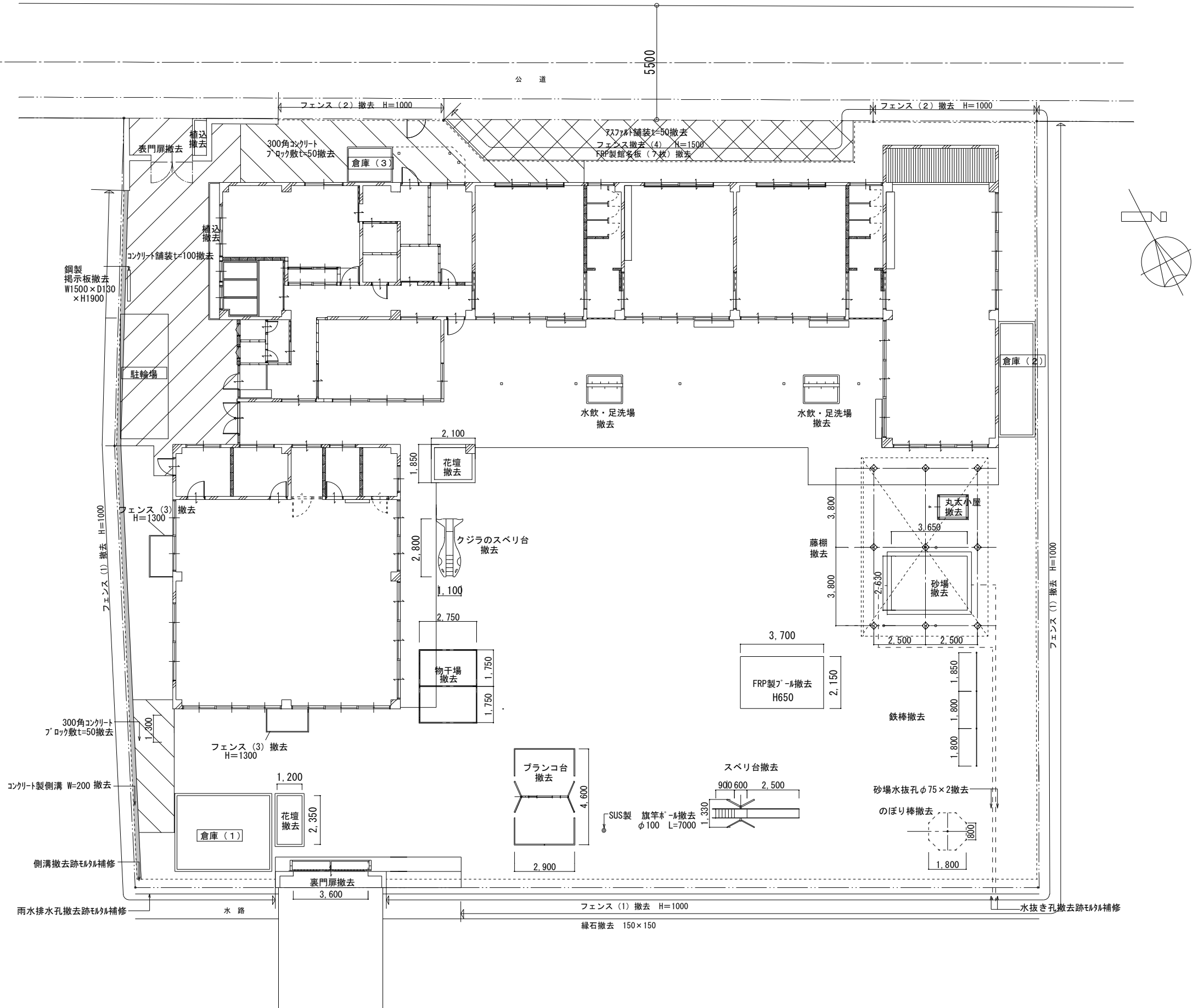


給食室撤去機器リスト					
番号	品 名		幅	奥 行	高 さ
1	ステンレスエリクターシェルフ		900	450	1,000
2	水切付1槽シンク		1,200	600	850
3	冷凍冷蔵庫		900	800	1880
4	作業台		1,500	600	800
5	ガス炊飯器		525	481	434
6	ガス炊飯器×2		400	400	300
7	包丁まな板殺菌庫		500	500	1005
8	電子レンジ		373	484	300
9	電子レンジ		500	400	330
10	ガスレンジ	MGRX-157C	1,500	750	800
11	ガス回転釜	GHS-26	1,260	φ800	1,710
12	電気炊飯器		400	400	300
13	2槽シンク×2		1,500	750	850
14	調理台		1,500	750	850



既設 樹種類 形状		
樹 種	形 状 仕 様	本 数
低 木 類	面積	10.2 m ²
低 木	樹高 2.0m未満	8 本
中 木	樹高 2.0m以上	7 本
高 木	幹周 25～40cm未満	35 本

※樹木撤去は全て伐採、抜根共

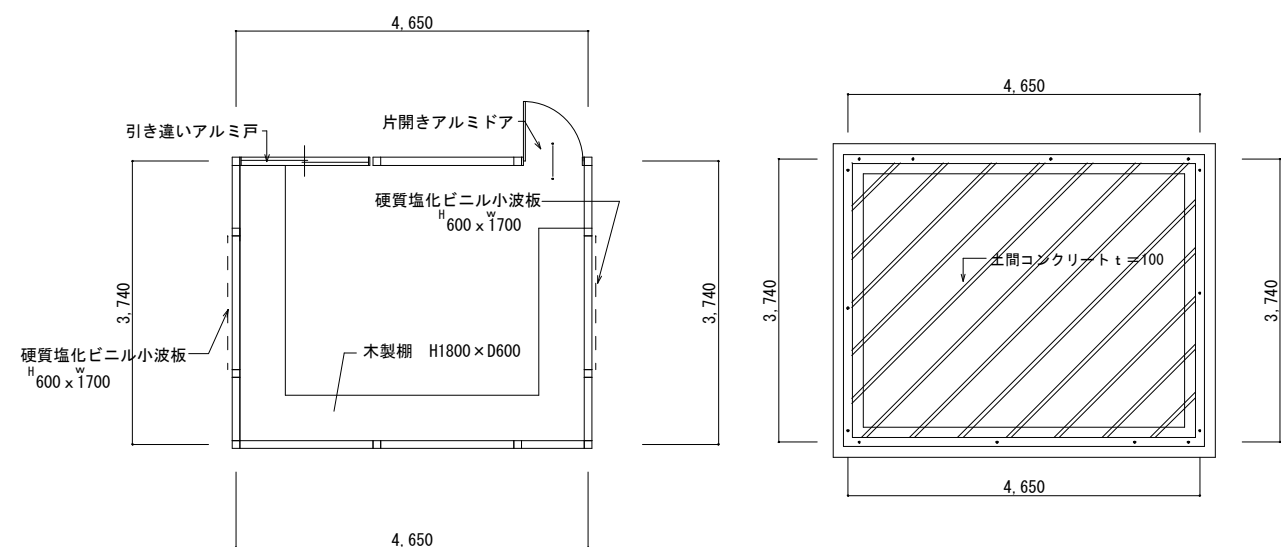


外 構 図 1 / 200

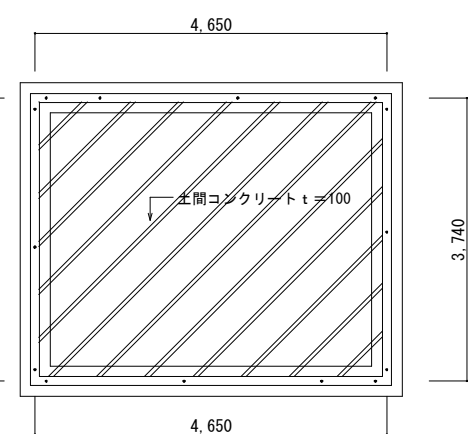
※特記無き限り、遊具等は基礎共撤去すること。
※タイヤ(φ500程度 27本)は、撤去の上、場内仮置きとし、
仮置き場所については市監督員と協議すること。

-  : コンクリート舗装 $t=100$ 撤去範囲を示す
 : 300角コンクリートブロック敷 $t=50$ 撤去範囲を示す
 : アスファルト舗装 $t=50$ 撤去範囲を示す

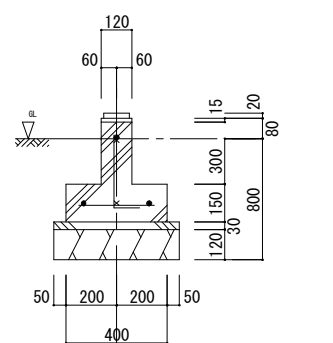
特記事項	工事名称	図面名称	作成年月日	一級建築士事務所 大森建築設計事務所	図面番号
	旧新町保育園解体工事			三重県津市久居藤ヶ丘町2604-5 事務所登録 三重県知事 第1-259号 管理建築士 大森幸路 一級建築士 大臣登録 143376号	A-18 (原図: A2)
		外構図	縮尺 1/200		



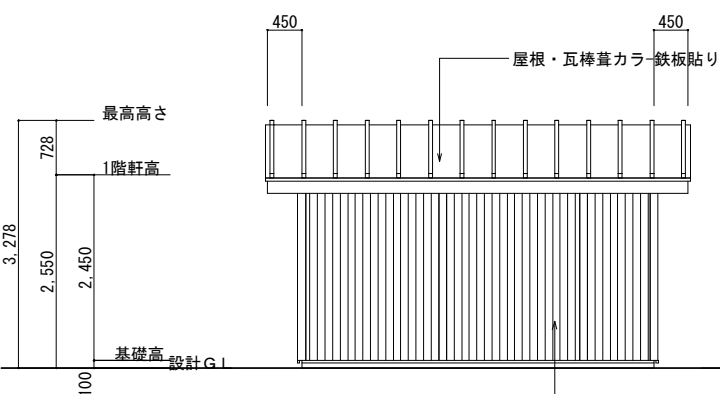
平面図 S:1/100



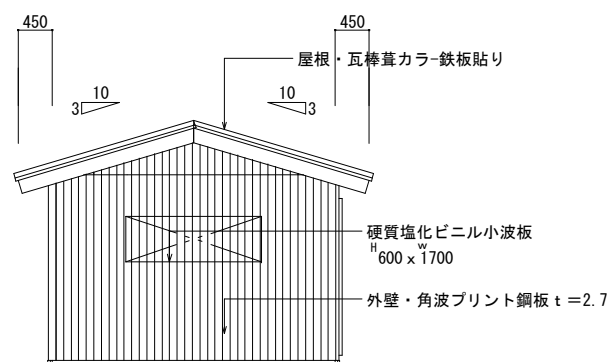
基礎伏図 S:1/100



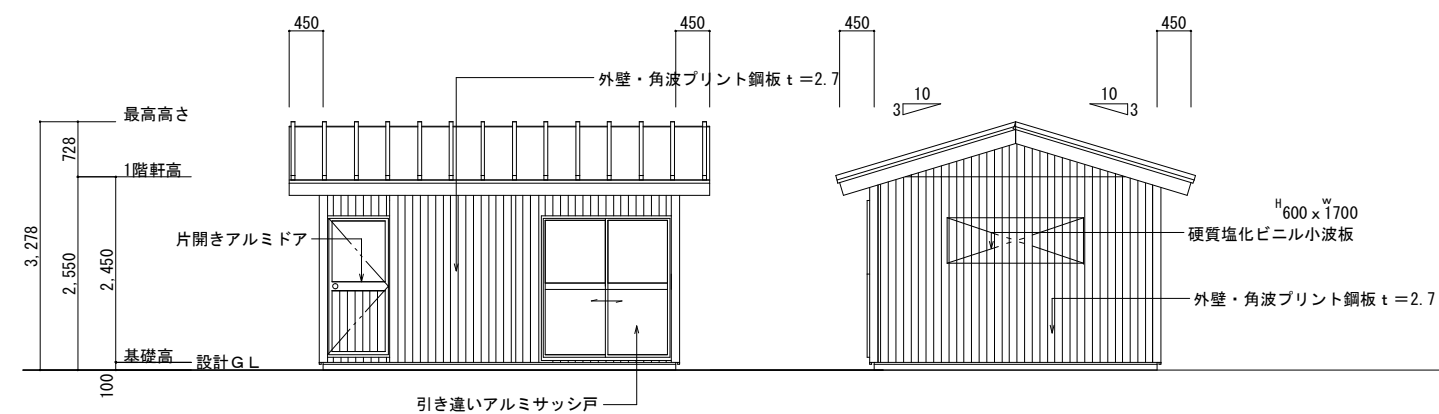
布基礎断面 S : 1/50



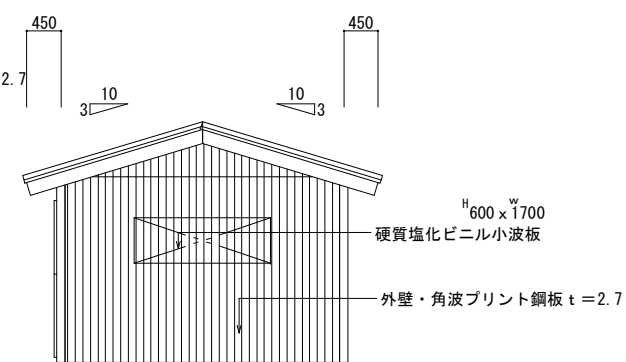
南側立面圖 S:1/100



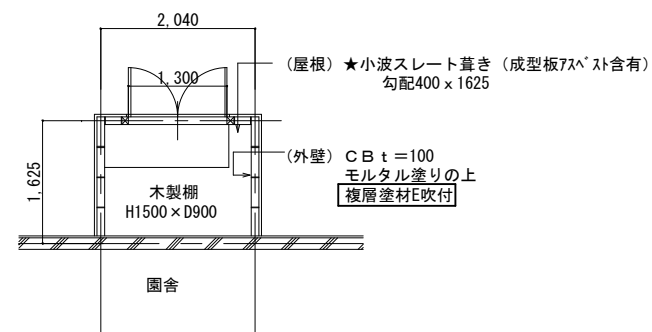
東側 立面図 S:1/100



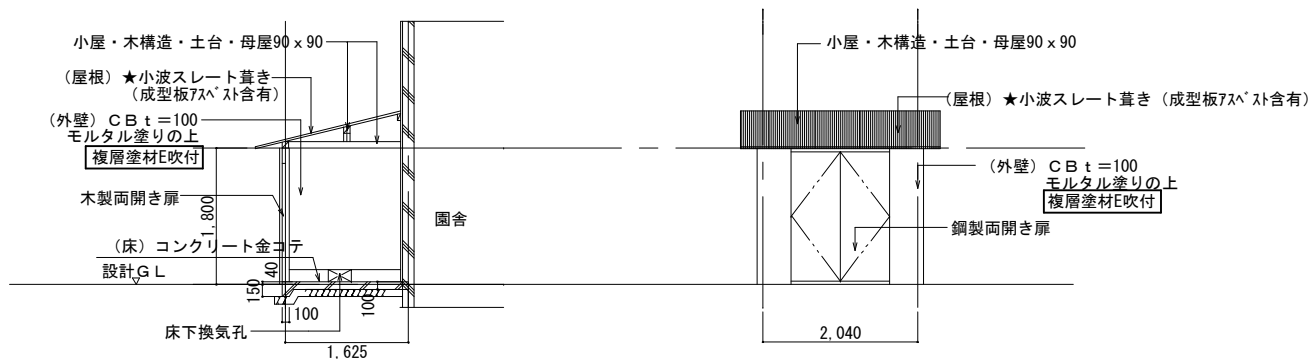
北側立面圖 S:1/100



西側立面圖 S:1/100

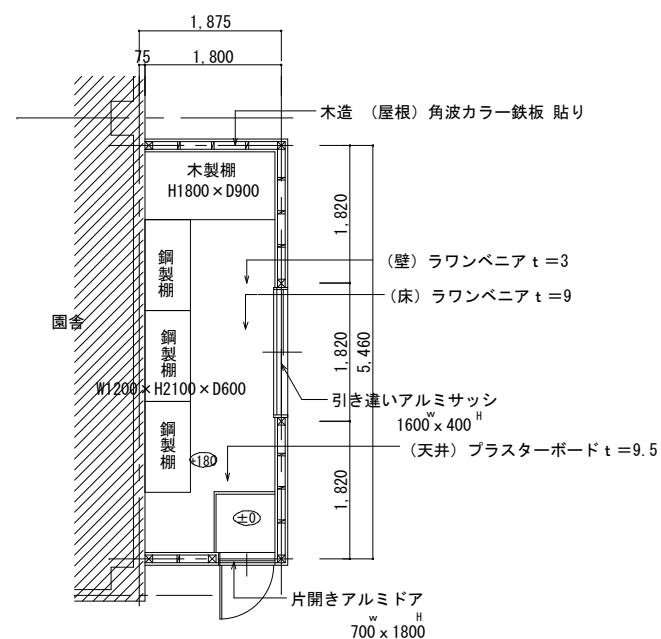


平面図	S:1/100
-----	---------

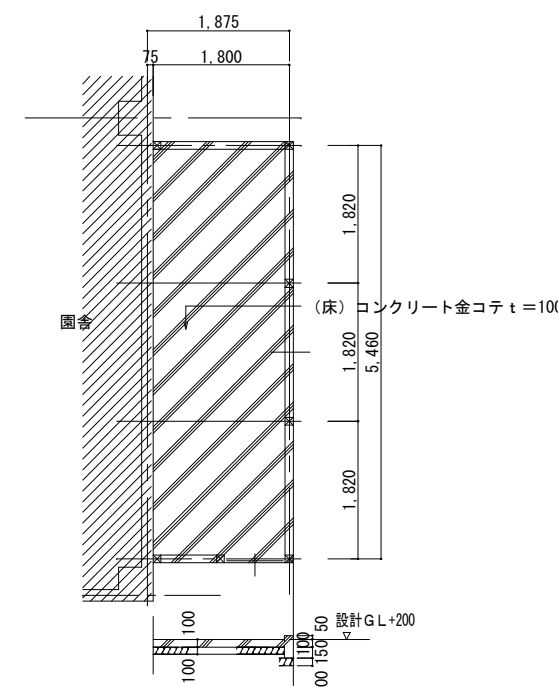


矩計り図 S:1/100

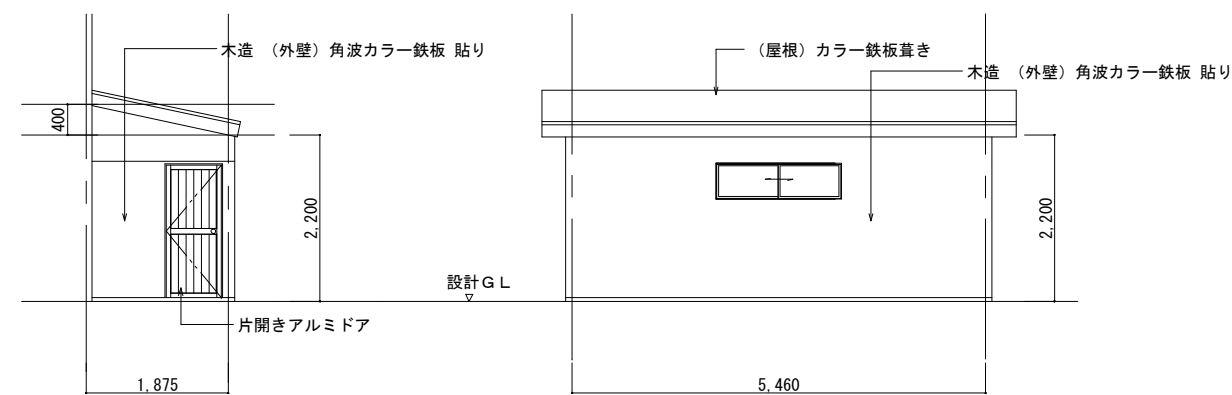
立面图 S:1/100



平面图	S:1/100
-----	---------

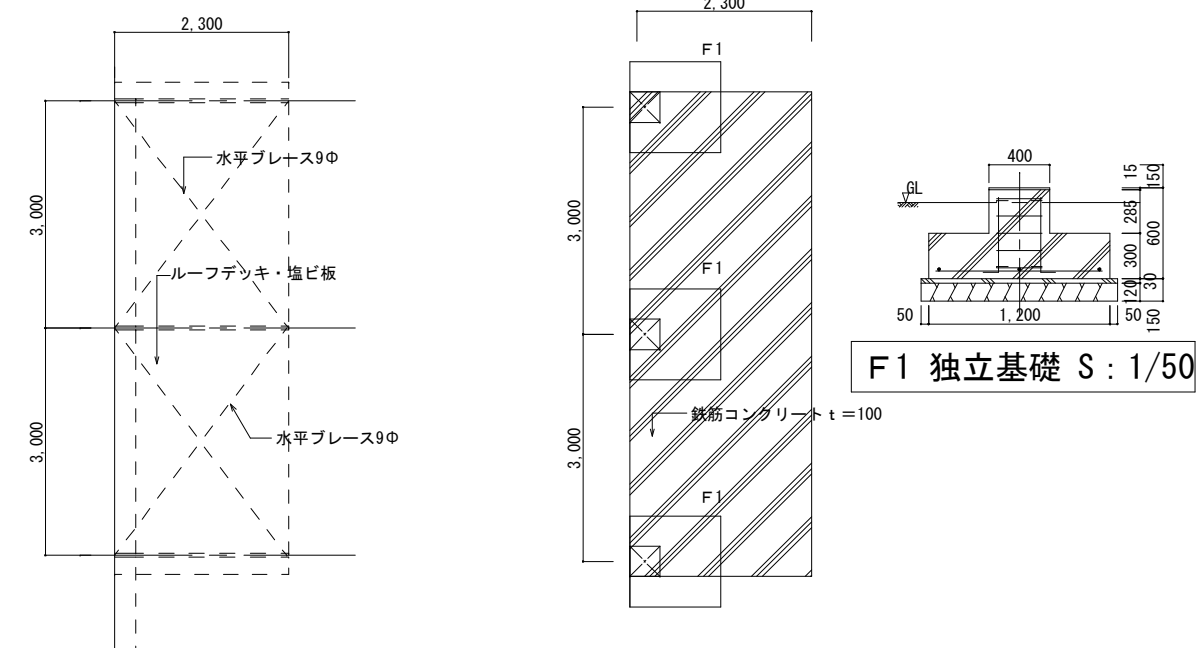


基礎伏図 S:1/100

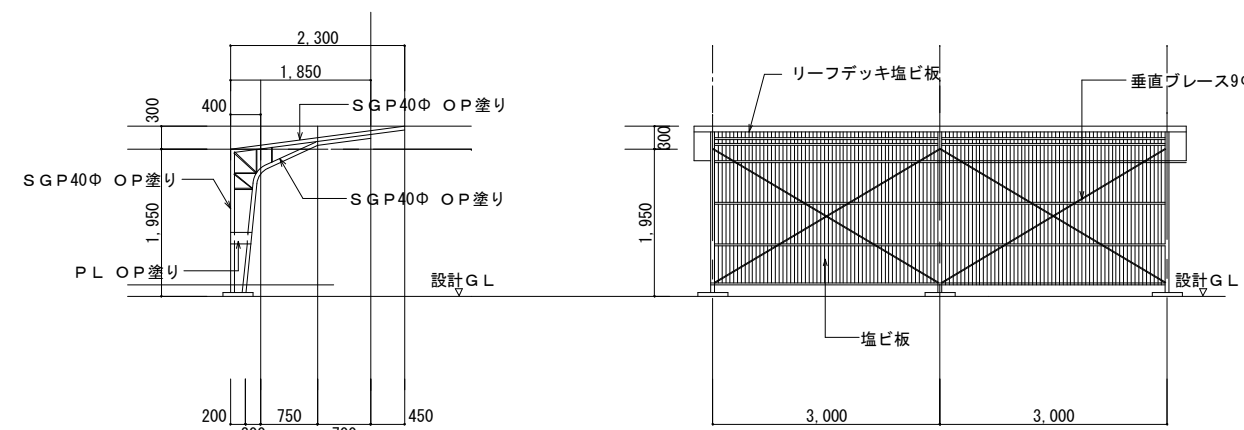


南側 立面圖 S:1/100

東側 立面図 S:1/100



駐輪場 平面図 S:1/100

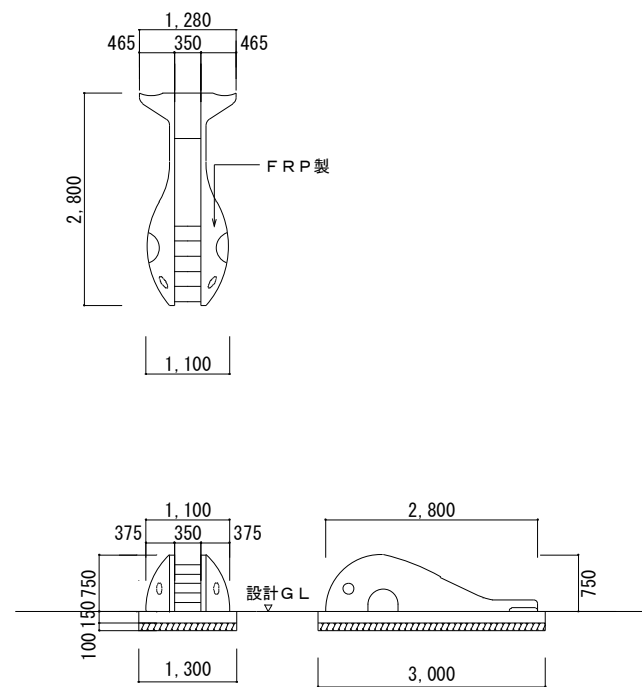


駐輪場 立面図 S:1/100

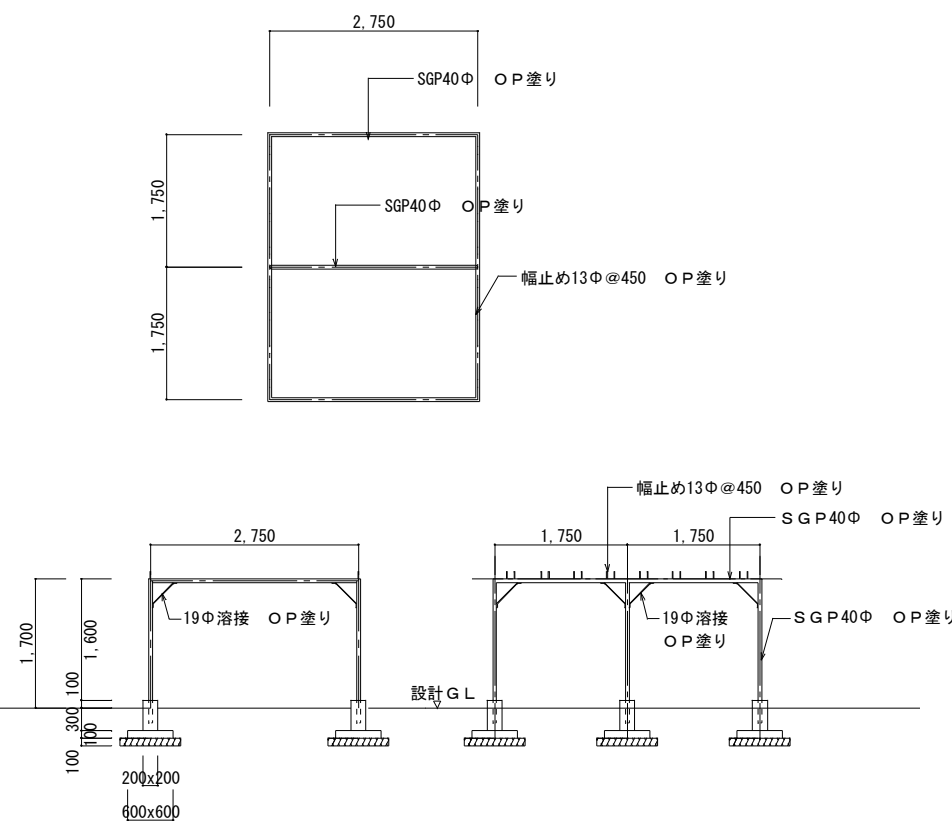
	特記事項 凡例	工事名称	図面名称	作成年月日	一級建築士事務所 大森建築設計事務所	図面番号
	★ : アスベスト含有材を示す（成型板に含有）	旧新町保育園解体工事			三重県津市久居藤ヶ丘町2604-5 事務所登録 三重県知事 第1-259号	A-19
	□ : アスベスト含有材を示す（下地調整塗材に含有）		倉庫（1） 倉庫（2） 倉庫（3） 駐輪場 撤去図	縮尺 1/100 1/50	管理建築士 大森幸路 一級建築士 大臣登録 143376号	（原図：A2）

参考図

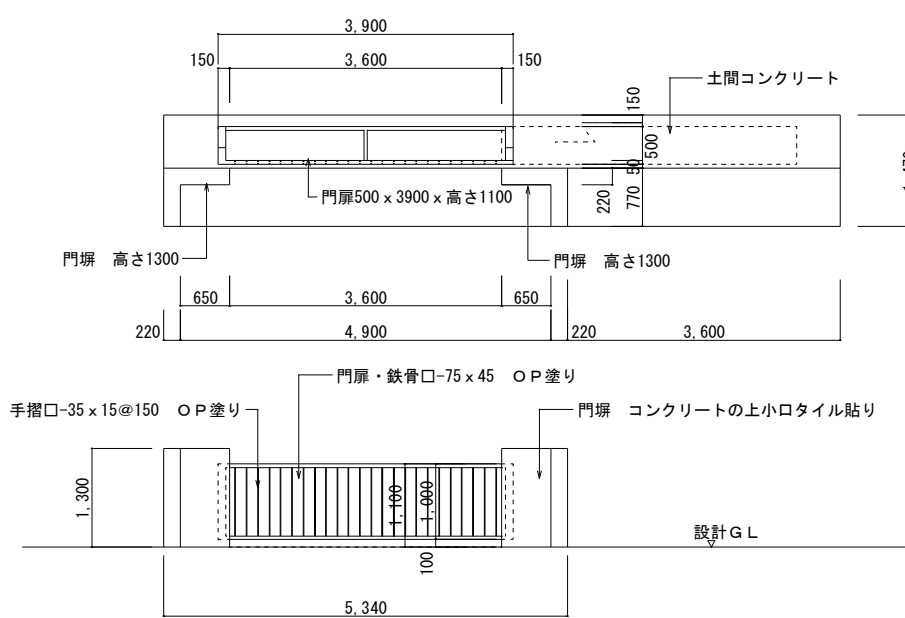
クジラのスベリ台 1/100



物 干 場 1 / 1 0 0

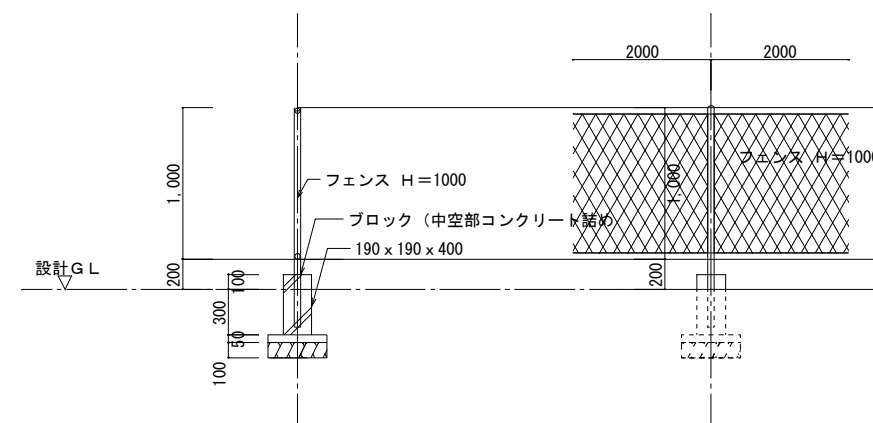


裏門扉 1/100

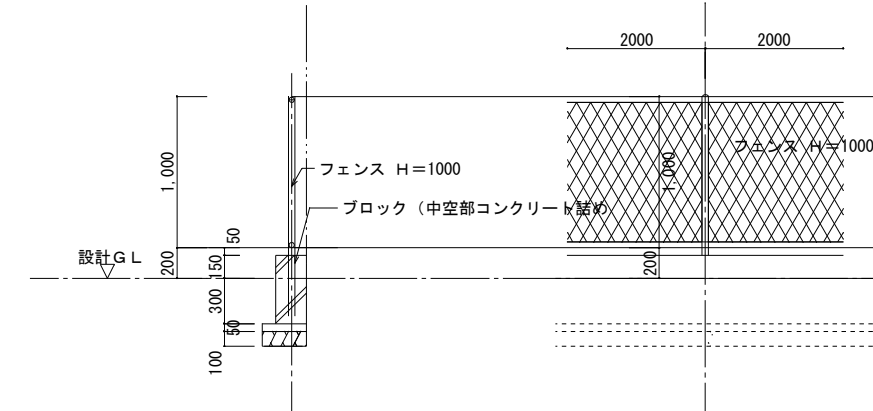


裏門 詳細図 1 / 50

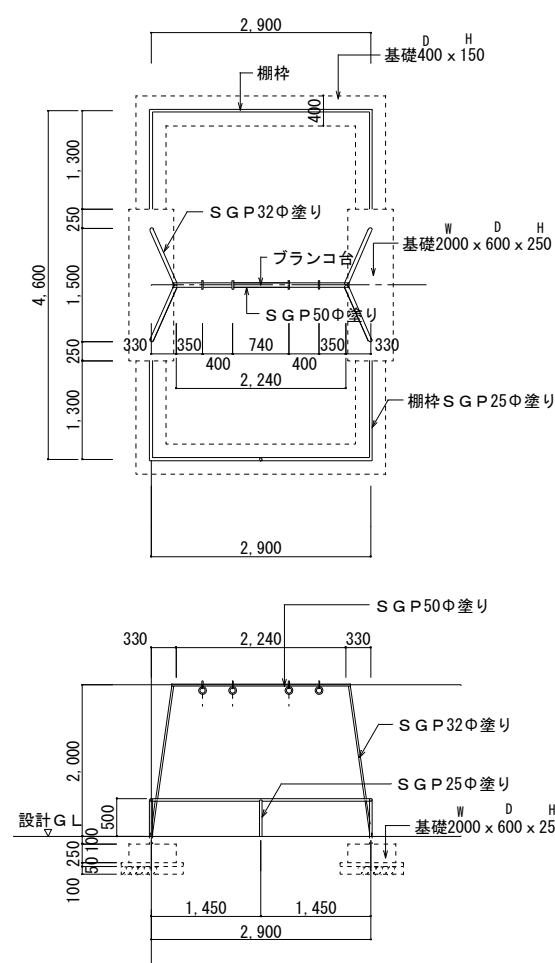
フェンス (1) (既成品) H=1000 1 / 50



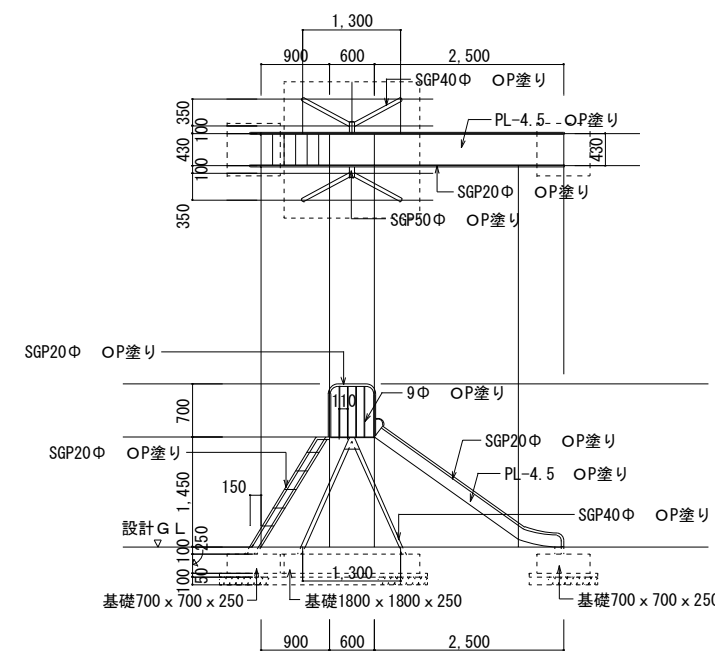
フェンス (2) (既成品) H=1000 1/50



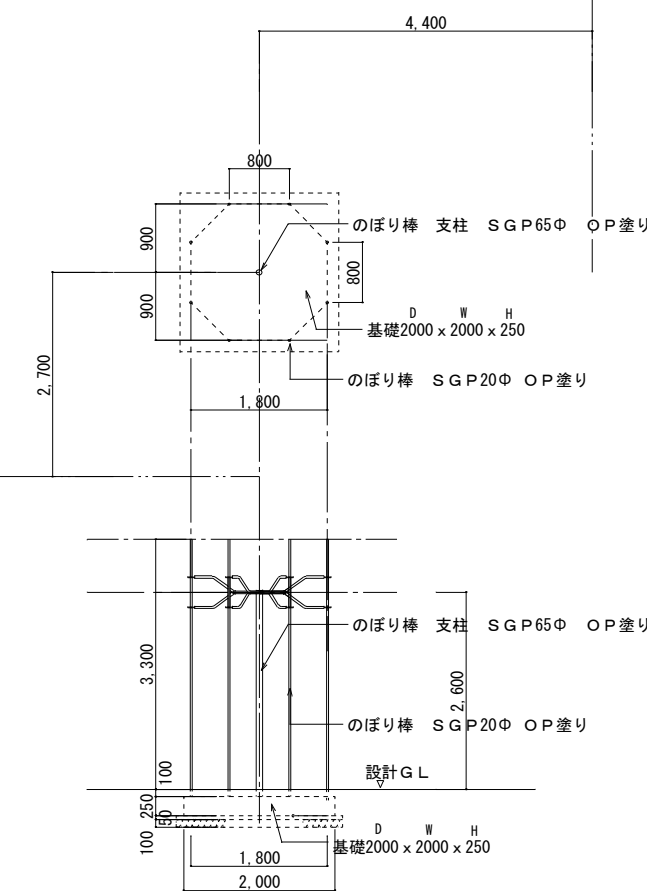
ブランコ台



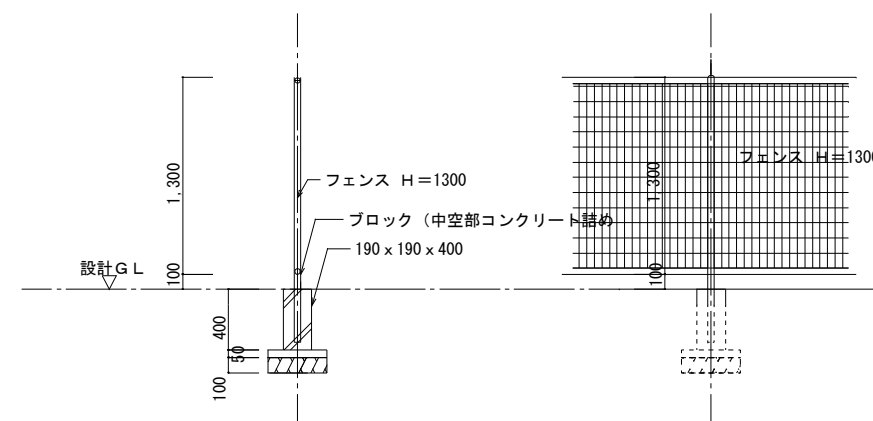
スベリ台 1/100



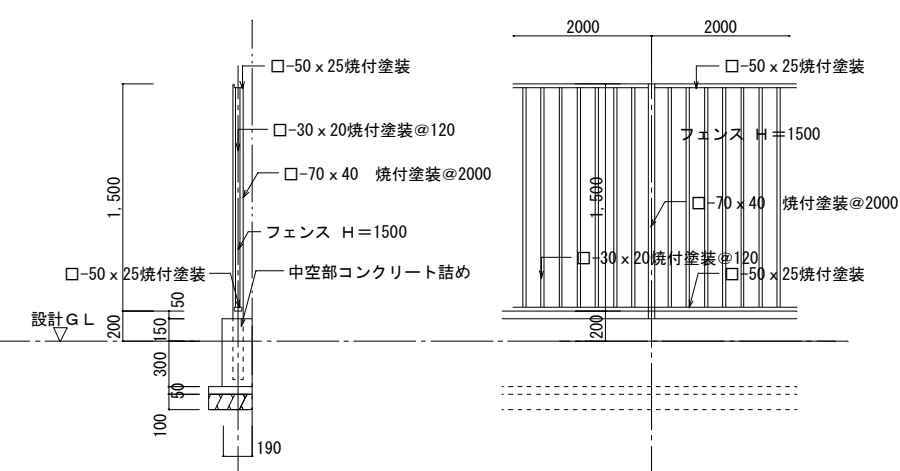
のぼり棒 1/100



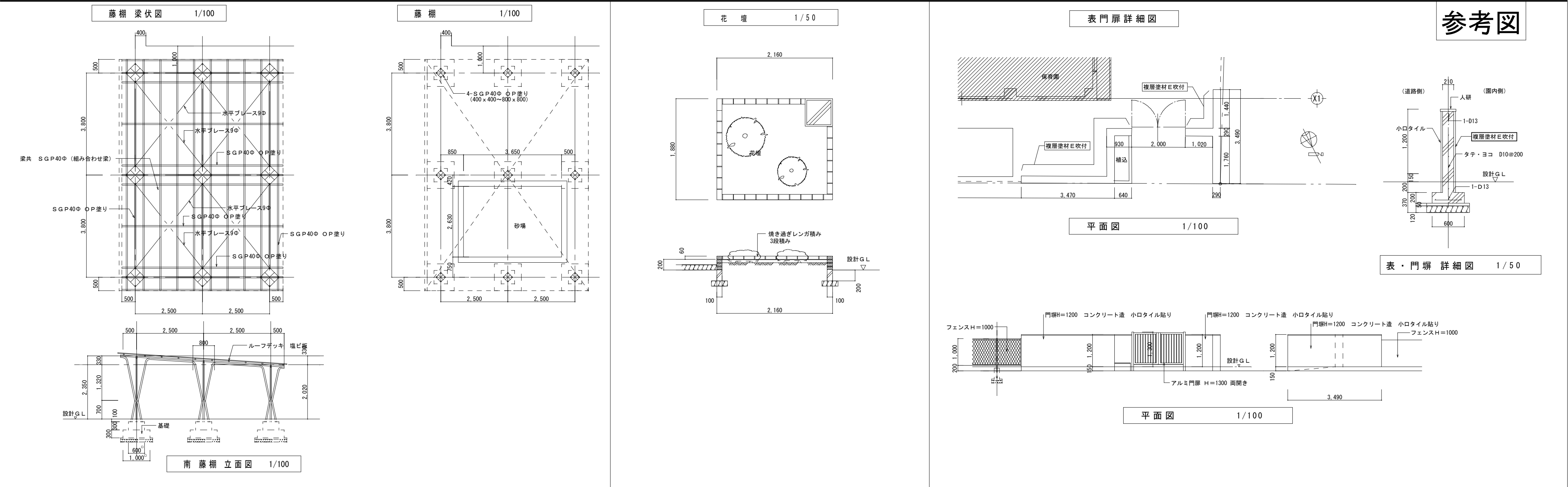
フェンス (3) (既成品) H=1300 1 / 50



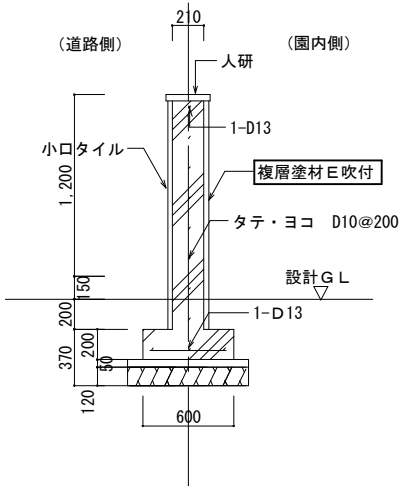
フェンス (4) (既成品) H=1500 1 / 50



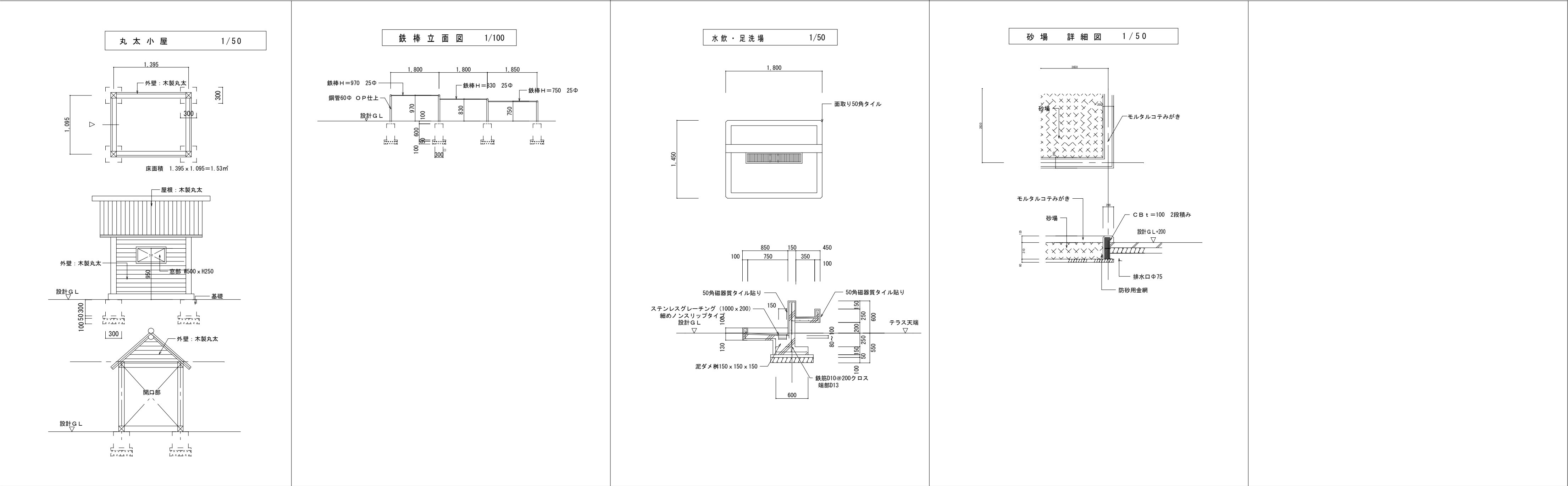
特記事項	工事名称	図面名称	作成年月日	一級建築士事務所 大森建築設計事務所 三重県津市久居藤ヶ丘町2604-5 事務所登録 三重県知事 第1-259号 管理建築士 大森幸路 一級建築士 大臣登録 143376号	図面番号 A-20 (原図: A2)
	旧新町保育園解体工事	工作物撤去図(1)	縮尺 1/100 ・ 1/50		



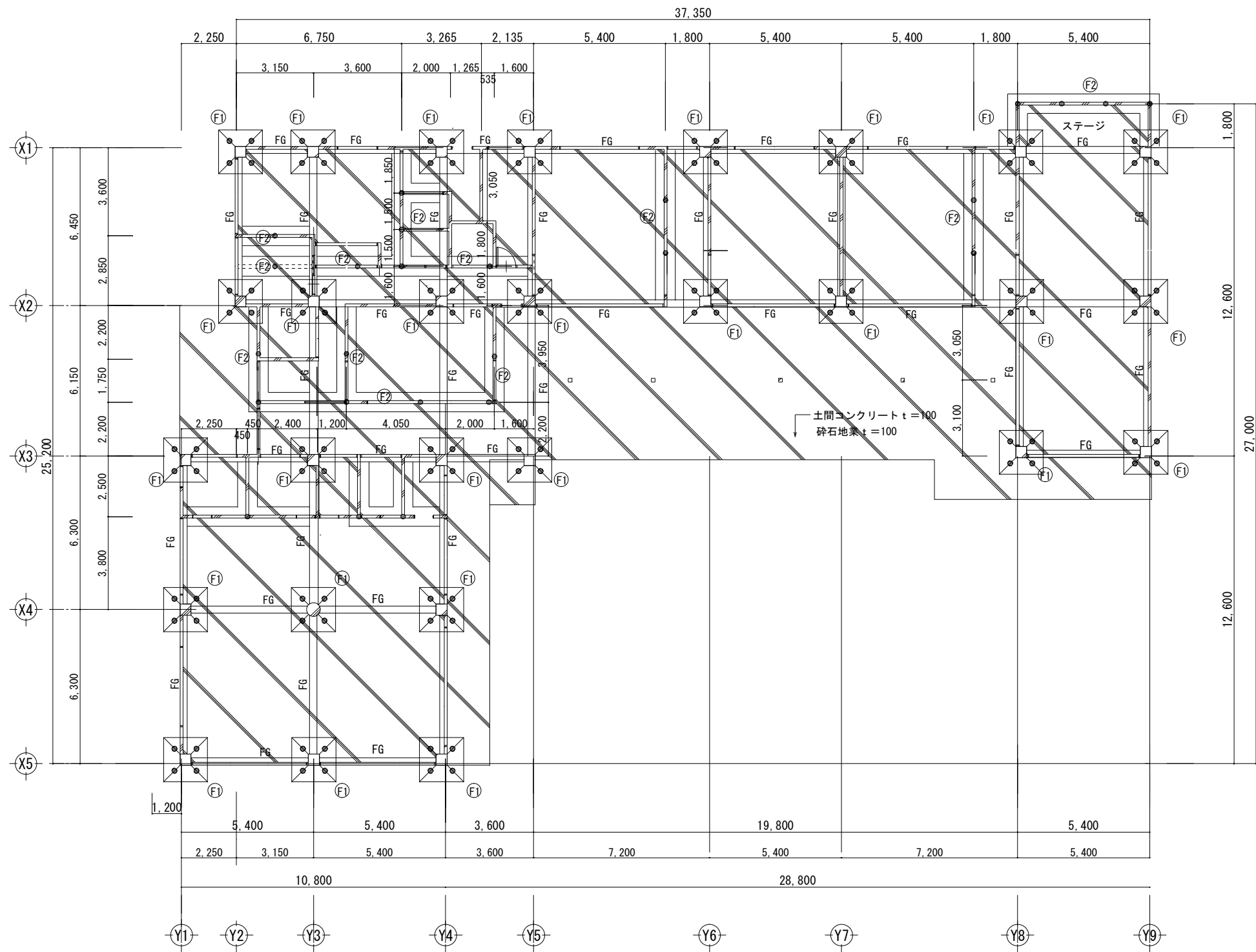
参考図



表・門塀 詳細図 1/50



特記事項	工事名称	図面名称	作成年月日	一級建築士事務所 大森建築設計事務所 三重県津市久居藤ヶ丘町2604-5 管理建築士 大森 幸路	事務所登録 一級建築士 三重県知事 第1-259号 大臣登録 143376号	図面番号 A-21 (原図：A2)
凡例	旧新町保育園解体工事	工作物撤去図（2）	縮尺 1/100 ・ 1/50			

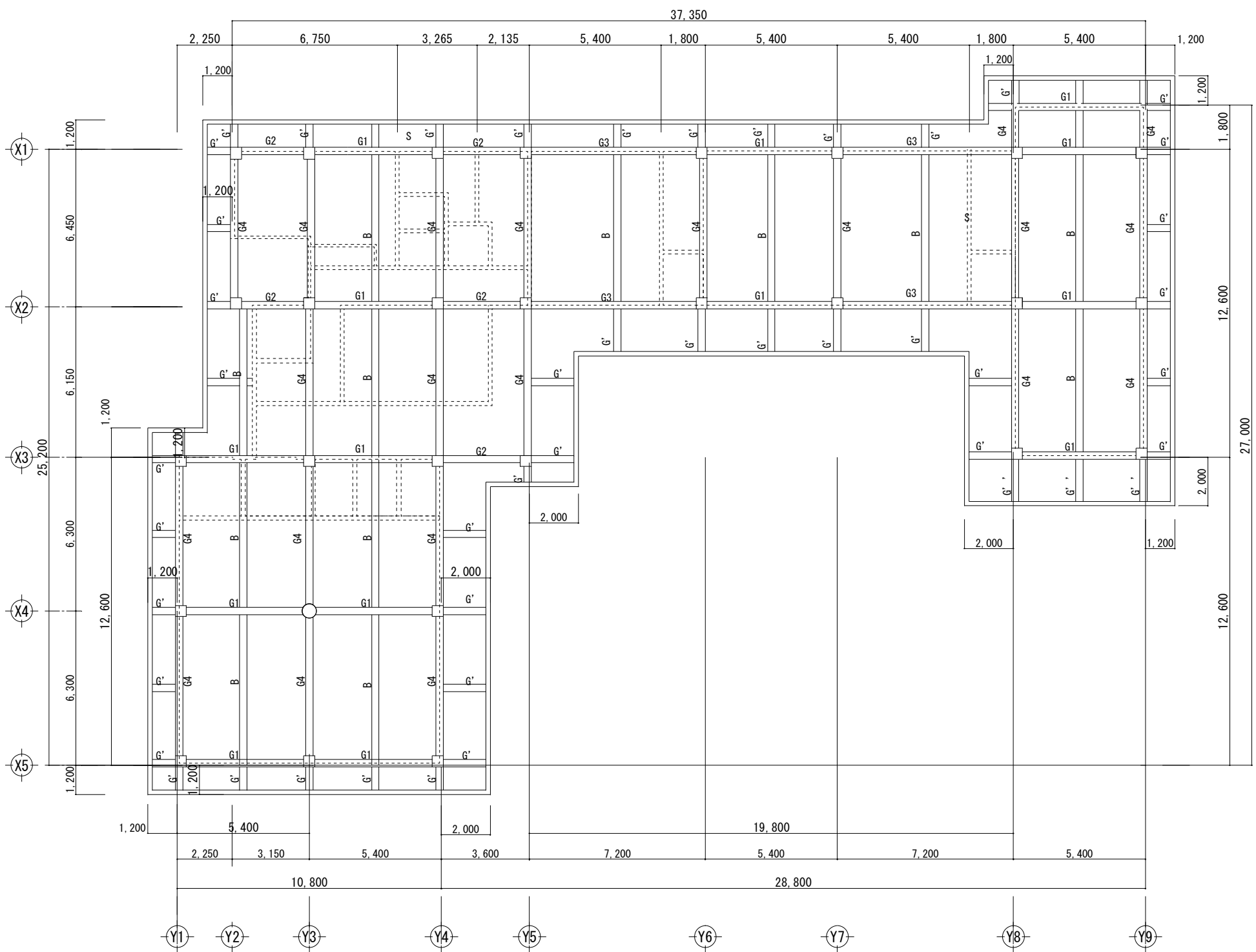


基礎伏図 1/200

※特記無き限り、RC壁はW15とする。
※本工事は住宅地内での解体工事である為、大型ブレーカーを用いた解体を
とし、圧砕工法を主体とした解体を行うこと。また土間コンクリート等の
禁止撤去においてもコンクリートカッター等で切断したうえ圧砕機での取
り壊しを行うこと。

凡例	
●	武智三角杭 φ250 L=5,000

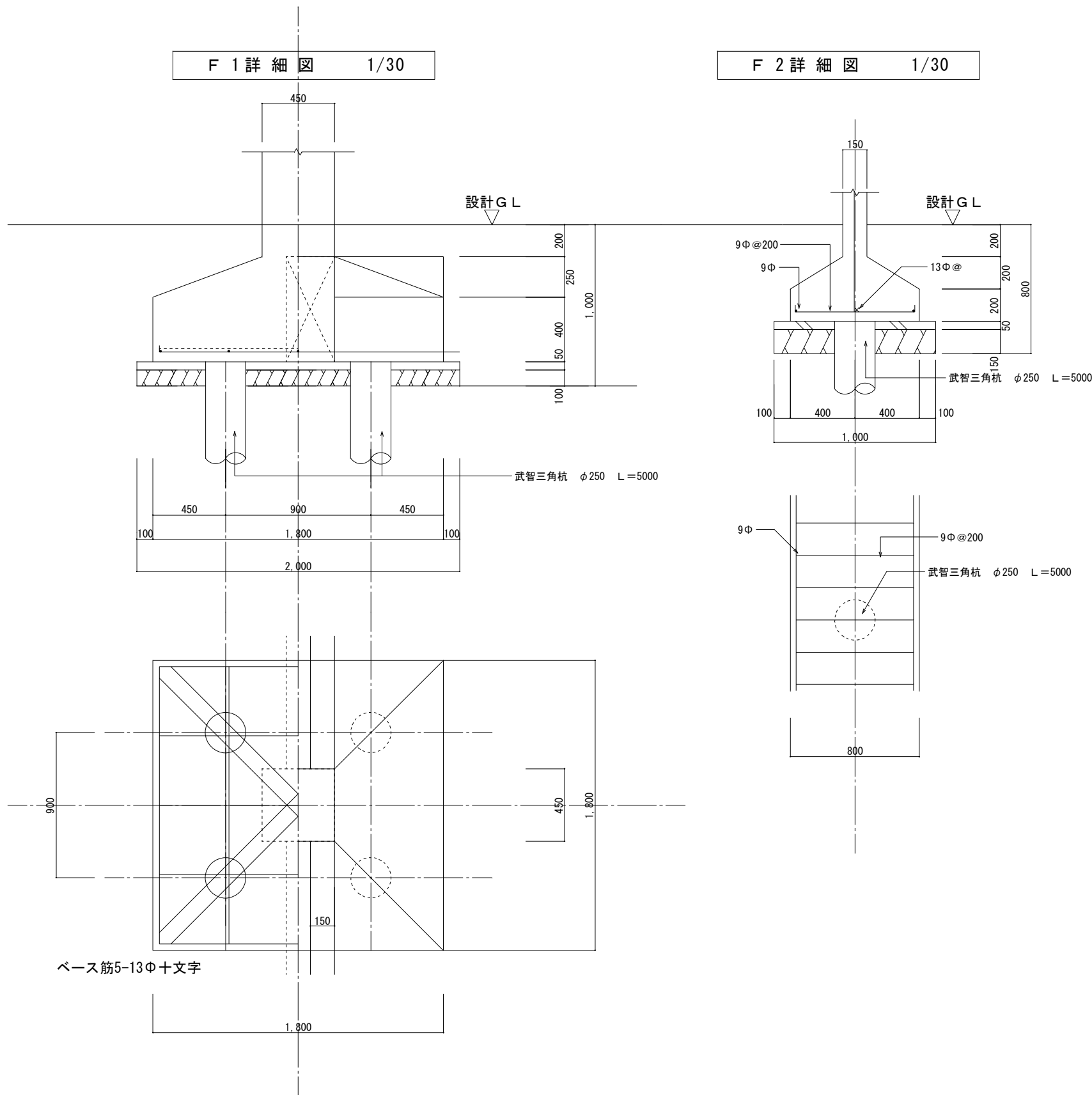
杭合計 137本
杭抜きはケーシング工法により行い、杭抜き後は川砂の類により埋め戻すこと。
また、本敷地境界から杭撤去埋め戻し位置が確認できるよう杭頭位置の測量を行い提出する事。



梁伏図 1/200

※特記無き限り、ｽﾌﾟﾗは S とする。

特記事項	工事名称	図面名称	作成年月日	一級建築士事務所 大森建築設計事務所	図面番号
	旧新町保育園解体工事			三重県津市久居藤ヶ丘町2604-5 事務所登録 三重県知事 第1-259号 管理建築士 大森 幸路 一級建築士 大臣登録 143376号	A-22 (原図: A2)
		基礎伏図・梁伏図	縮尺 1/200		



柱断面リスト 1/50

符 号	C1 角柱	C2 丸柱	註
1			① H O O P間かくは、柱径×2=900（角） 510×2=1020（丸柱）の距離は、 （梁上下端より）H O O P9Φ@100 とする。以外の部分は@150とする。
X×Y	450×450	510φ	
主 筋	8－19Φ	8－19Φ	
ブー	9Φ	9Φ	

基礎断面リスト 1/50

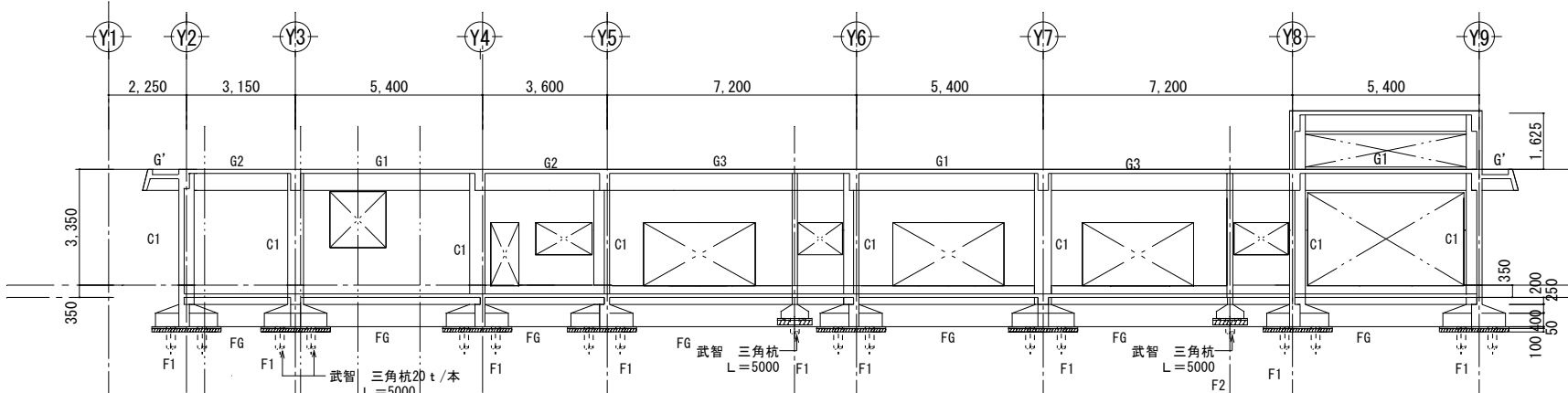
符 号	①		②		③		④		⑤	
位 置	端部	中央	端部	中央	端部	中央	端部	中央	端部	中央
形状寸法										
B×D	300×600	／	300×600	／	300×600	／	300×600	／	300×600	／
上 筋	6－19Φ	2－19Φ	6－19Φ	2－19Φ	6－19Φ	2－19Φ	5－19Φ	2－19Φ	4－19Φ	2－19Φ
下 筋	2－19Φ	4－19Φ	2－19Φ	2－19Φ	2－19Φ	6－19Φ	2－19Φ	3－19Φ	2－19Φ	3－19Φ
S I	9Φ@250		9Φ@250		9Φ@250		9Φ@250		9Φ@250	
腹 筋	2－9Φ		2－9Φ		2－9Φ		2－9Φ		2－9Φ	
符 号	⑥		⑦		鼻梁		⑧			
位 置	端部	中央	端部	中央	端部	中央	端部	中央		
形状寸法										
B×D	300×650	／	300×450	／			300×450	／		
上 筋	3－19Φ	3－19Φ	4－19Φ	4－19Φ	2－16Φ	2－16Φ	5－19Φ	4－19Φ		
下 筋	3－19Φ	3－19Φ	2－19Φ	2－19Φ	2－16Φ	2－16Φ	2－19Φ	2－19Φ		
S I	9Φ@250		9Φ@250		9Φ@250		9Φ@250			
腹 筋	2－9Φ									

壁・スラブリスト

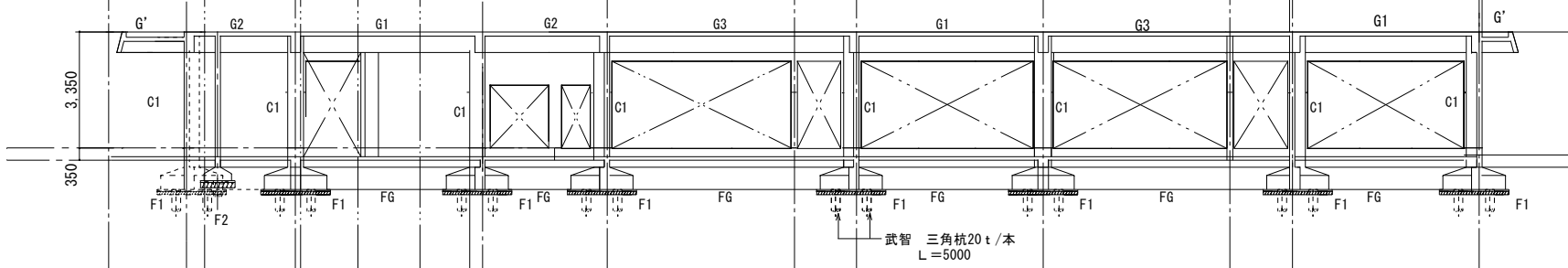
符 号	タテ筋	ヨコ筋
W15	φ9@250	φ9@250

符 号	主筋方向		配力筋方向	
土間コンクリート (t=100)	端部	中央	端部	中央
	φ9@250ｼﾝｸﾞﾙ	φ9@250ｼﾝｸﾞﾙ	φ9@250ｼﾝｸﾞﾙ	φ9@250ｼﾝｸﾞﾙ
S (t=120)	上筋	φ9@300	φ9@300	φ9@300
	下筋	φ9@400	φ9@400	φ9@200

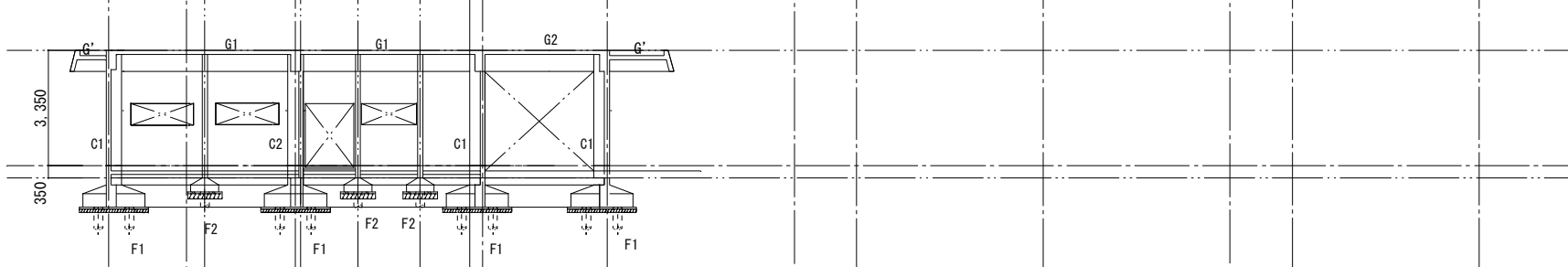
X1通り 軸組図 1/200



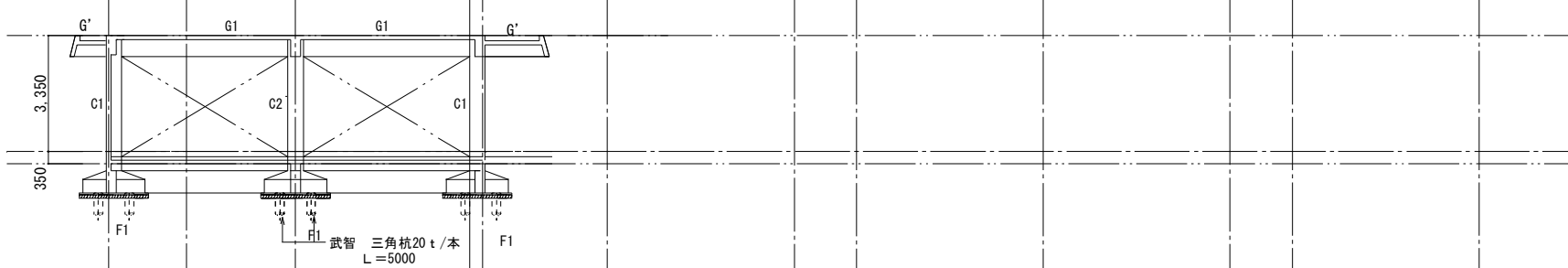
X2通り 軸組図 1/200



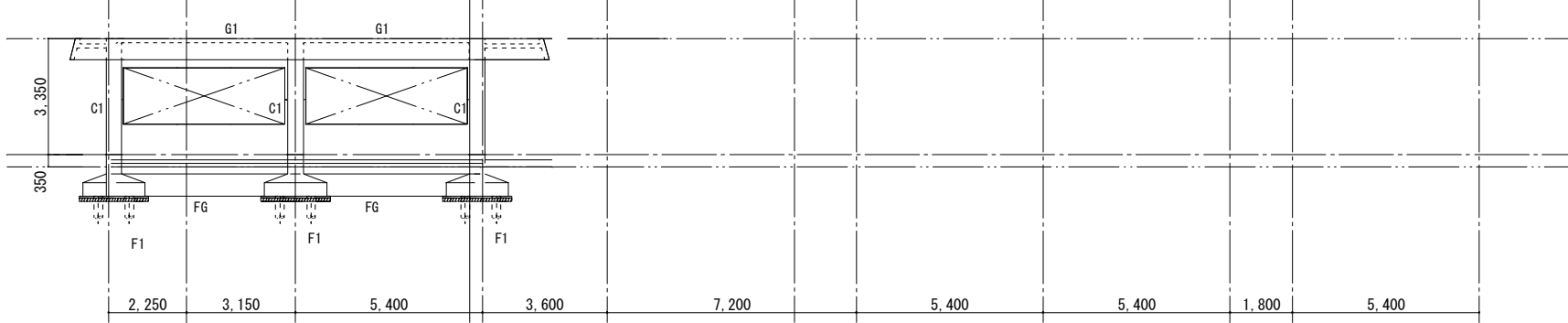
X3通り 軸組図 1/200



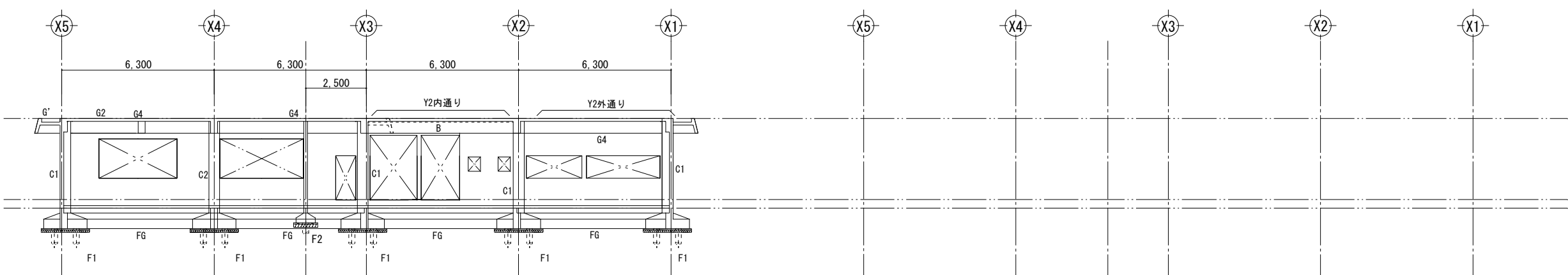
X4通り 軸組図 1/200



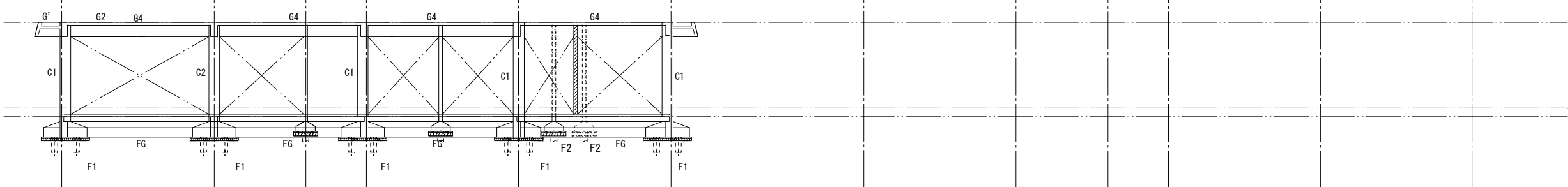
X5通り 軸組図 1/200



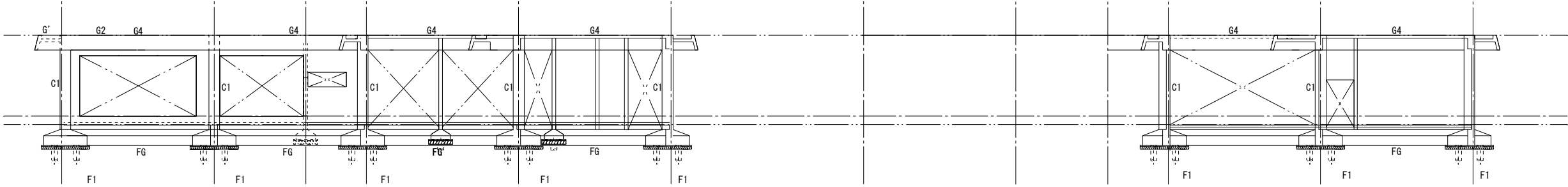
Y1通り 軸組図 1/200



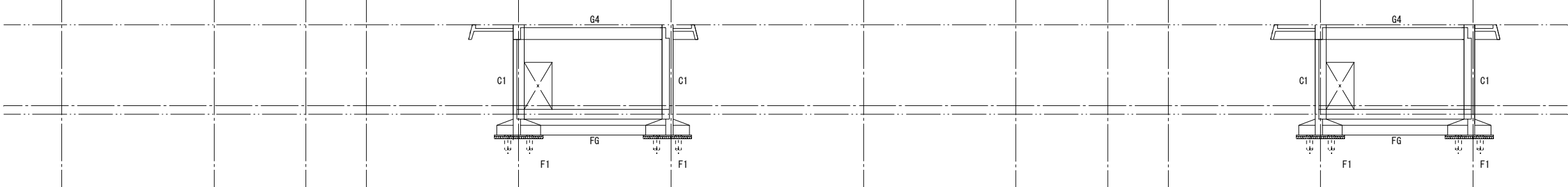
Y3通り 軸組図 1/200



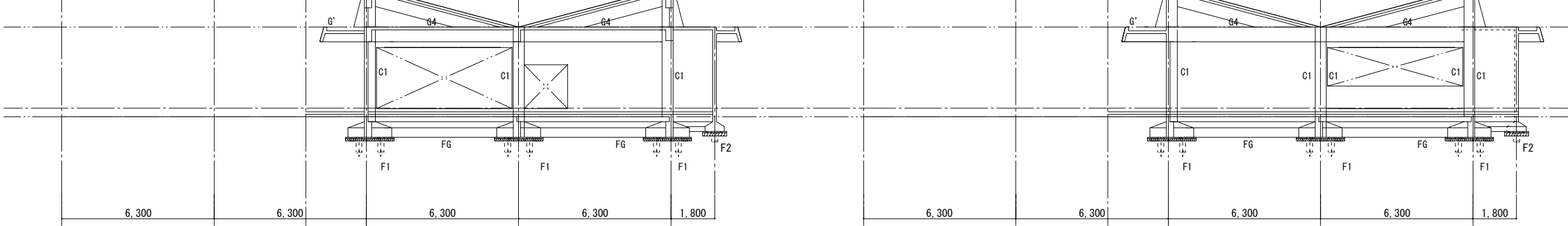
Y4通り 軸組図 1/200



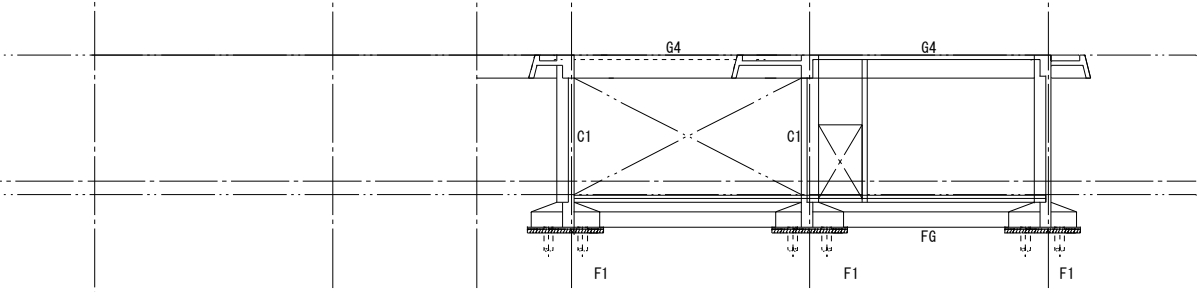
Y6通り 軸組図 1/200



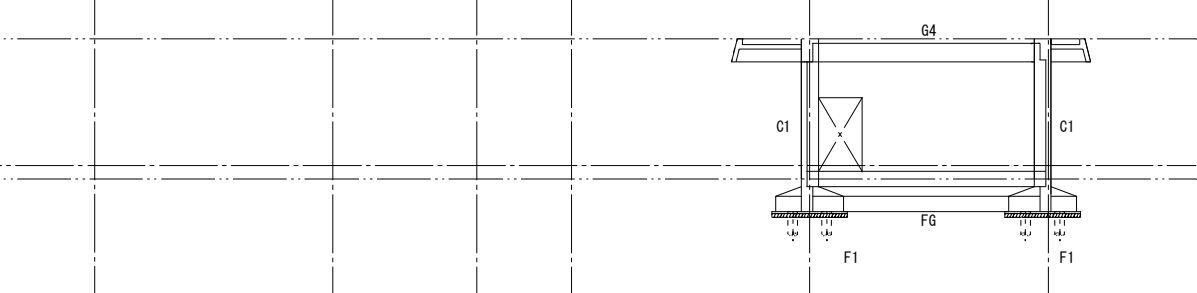
Y8通り 軸組図 1/200



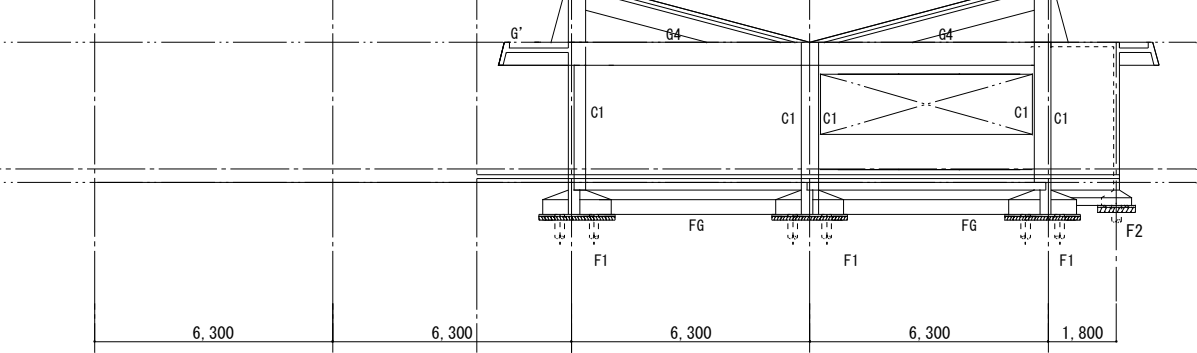
Y5通り 軸組図 1/200

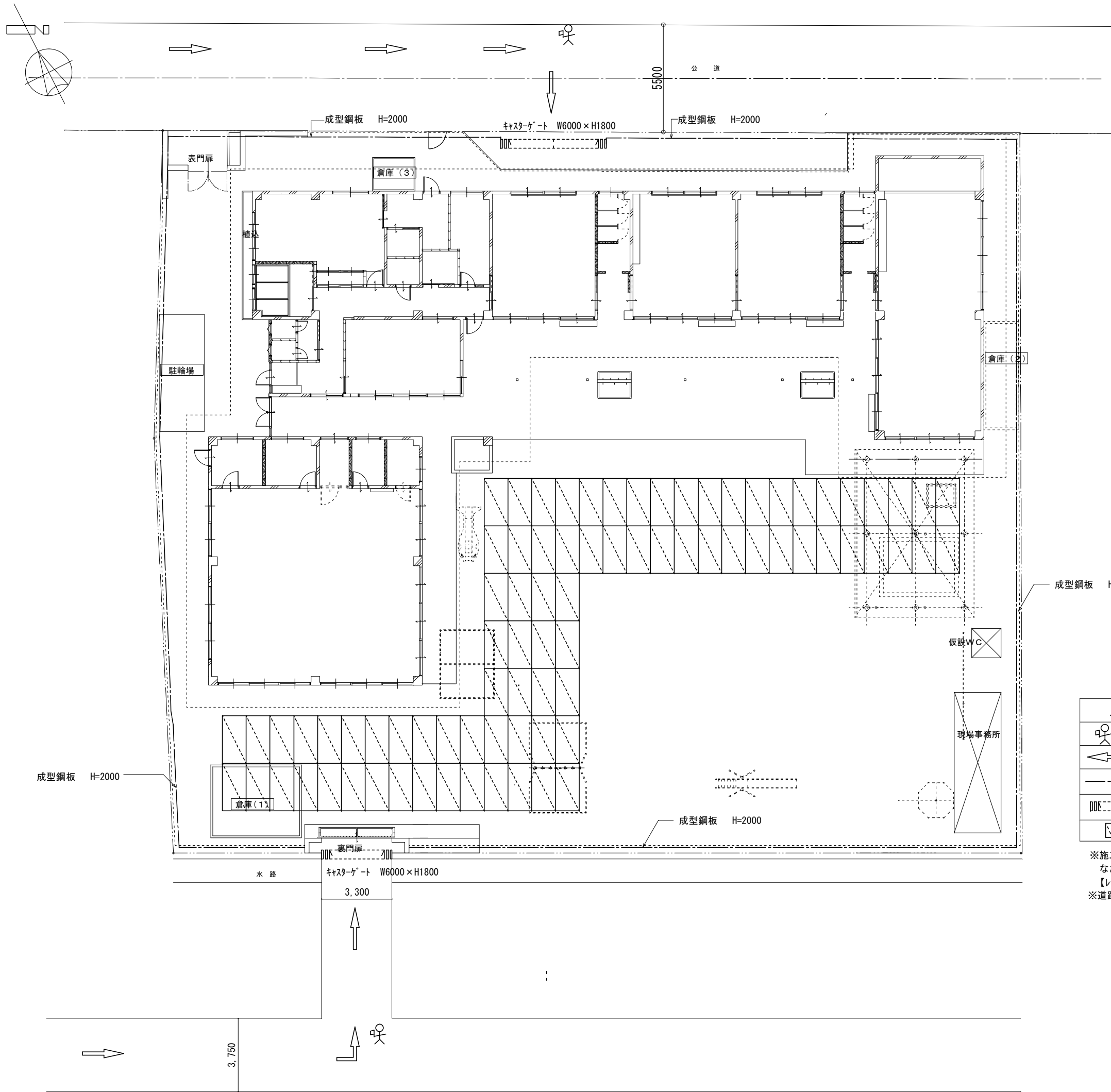


Y7通り 軸組図 1/200



Y9通り 軸組図 1/200





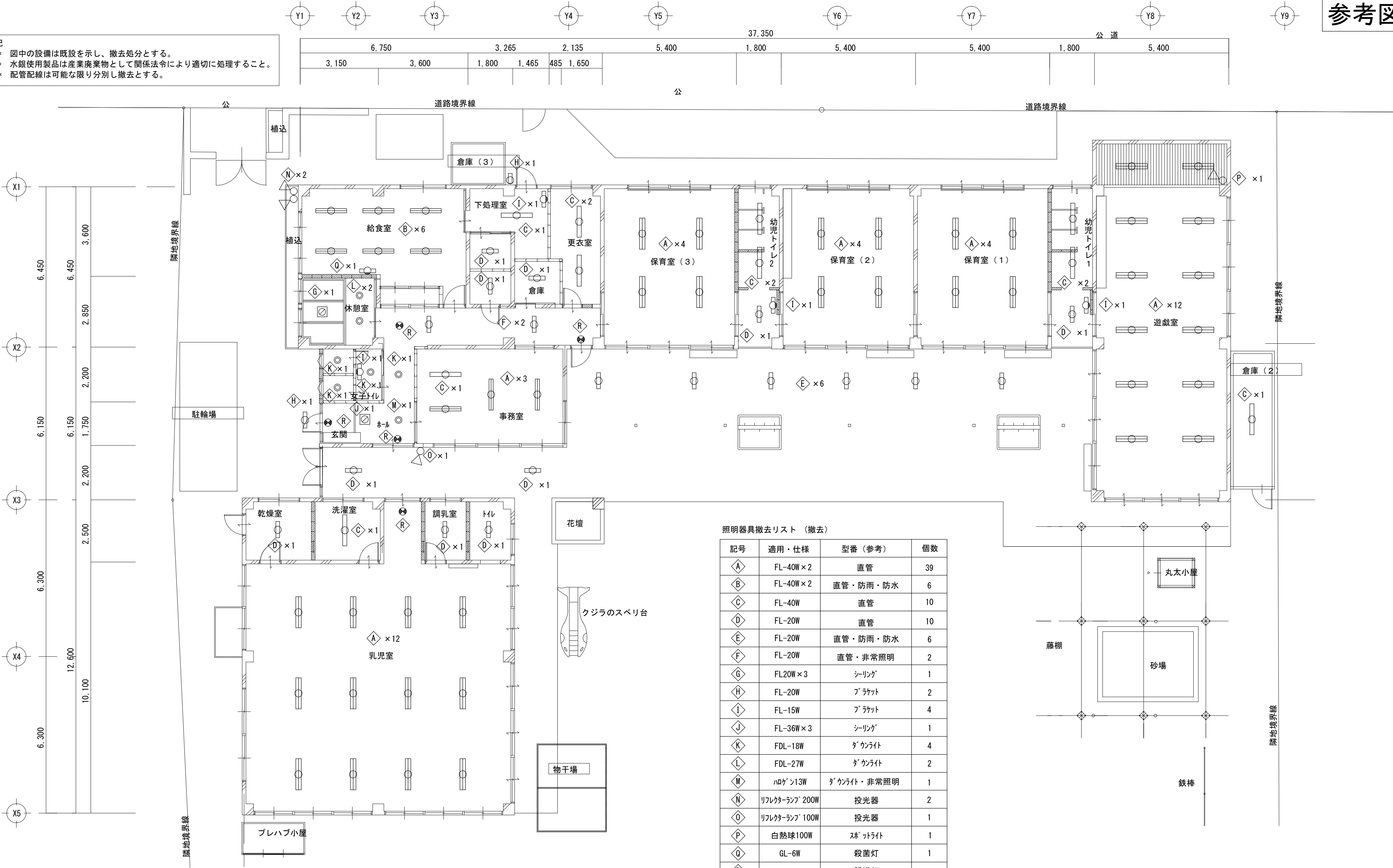
凡例	
	交通誘導員（工事作業時常駐）
	工事関係車両進入路
	成型鋼板 H=2000
	キャスターゲート W6000×H1800
	敷鉄板 t=22（大型重機作業時設置）

※施工中は、敷地内に騒音振動測定器（データ収録可能）を1箇所設置すること。
なお、本工事施工中は常時設置とし位置については、市監督員と協議の上、決定する。
【レックス EB-1（NL-21、VM-53A、SB-01共）同等品使用】
※道路占用する場合は、各関係機関と協議の上、道路占用許可等必要な申請を行うこと。

配置図 1/200

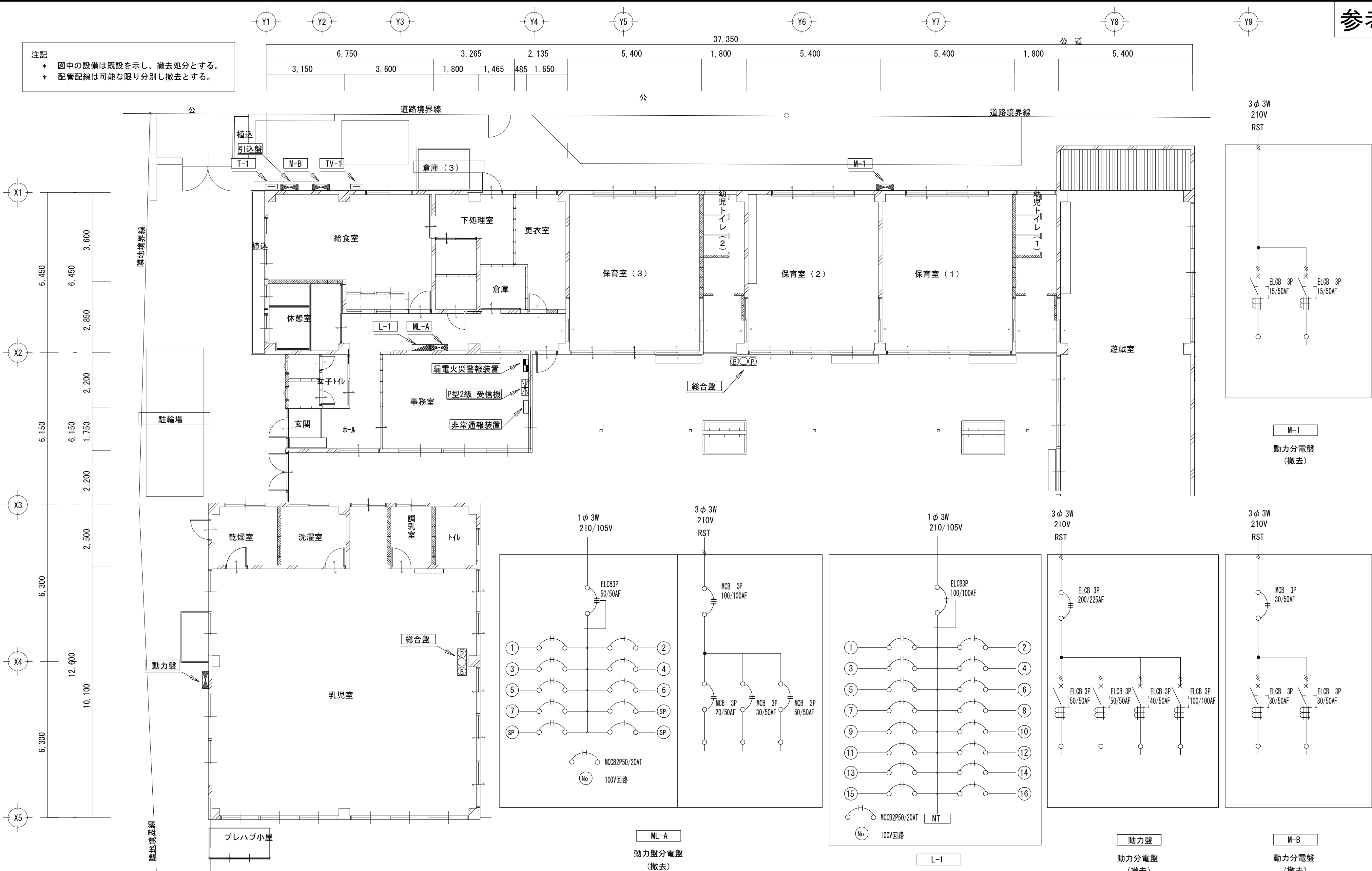
特記事項	工事名称	図面名称	作成年月日	一級建築士事務所 大森建築設計事務所 三重県津市久居藤ヶ丘町2604-5 管理建築士 大森 幸路	事務所登録 三重県知事 第1-259号 一級建築士 大臣登録 143376号	図面番号 A-25 (原図：A2)
	旧新町保育園解体工事		縮尺			
		総合仮設計画図	1/200			

注記
* 図中の設備は既設を示し、撤去処分とする。
* 水銀使用製品は産業廃棄物として関係法令により適切に処理すること。
* 配管配線は可能な限り分別し撤去とする。

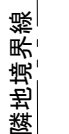


照明器具撤去リスト（撤去）			
記号	適用・仕様	型番（参考）	個数
A	FL-40W×2	直管	39
B	FL-40W×2	直管・防雨・防水	6
C	FL-40W	直管	10
D	FL-20W	直管	10
E	FL-20W	直管・防雨・防水	6
F	FL-20W	直管・非常照明	2
G	FL20W×3	シーリング	1
H	FL-20W	ブラケット	2
I	FL-15W	ブラケット	4
J	FL-36W×3	シーリング	1
K	FDL-18W	タウナイト	4
L	FDL-27W	タウナイト	2
M	ハロゲン13W	タウナイト・非常照明	1
N	リフレクターランプ 200W	投光器	2
O	リフレクターランプ 100W	投光器	1
P	白熱球100W	スポットライト	1
Q	GL-6W	殺菌灯	1
R	FL-20W	誘導灯	5

注記
* 図中の設備は既設を示し、撤去処分とする。
* 配管配線は可能な限り分別し撤去とする。



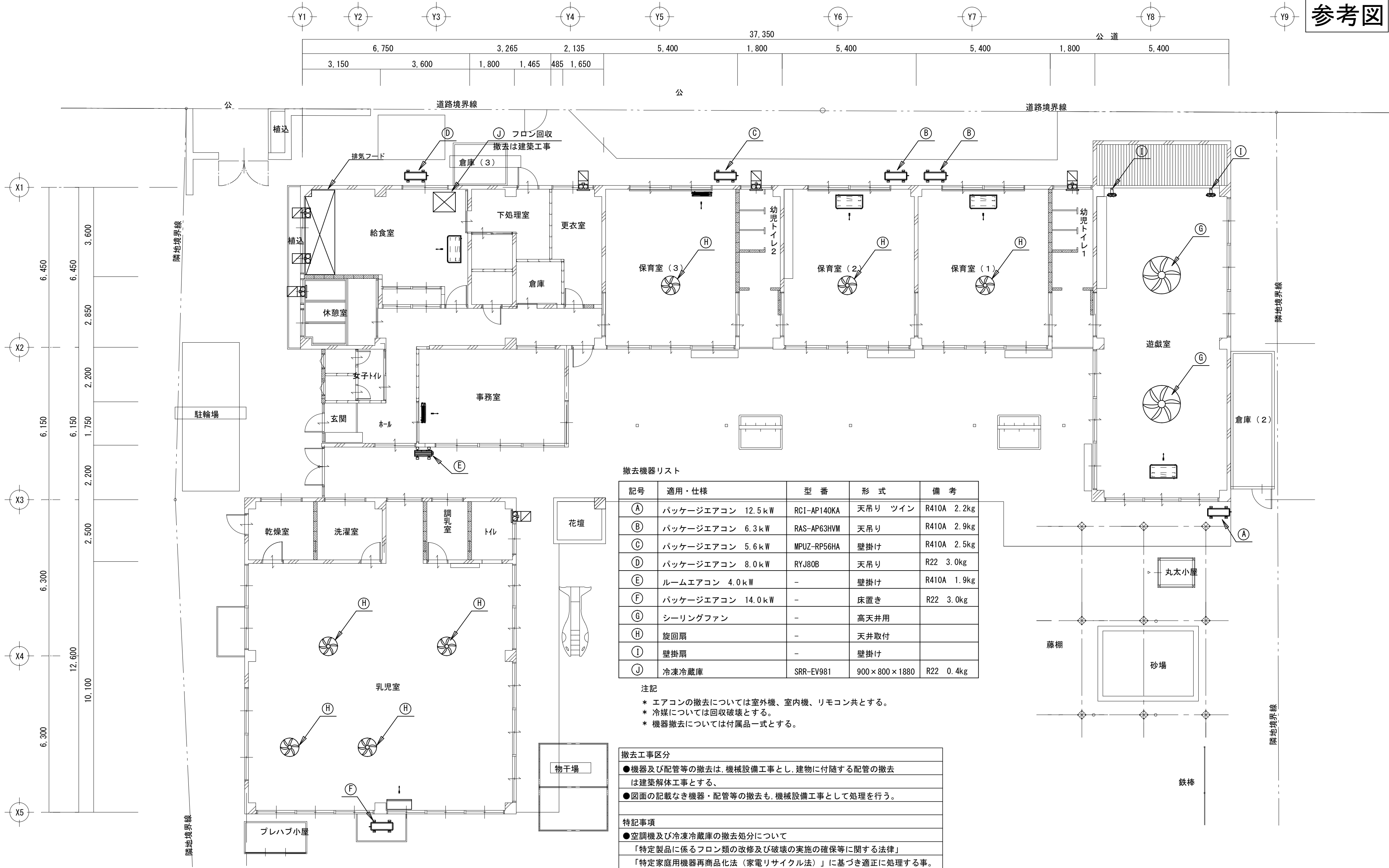
特記事項	工事名称	図面名称	作成年月日	一級建築士事務所 大森建築設計事務所		図面番号
	旧 新 町 保 育 園 解 体 工 事	1階平面図・電灯動力自動火災報知設備撤去図	縮尺	三重県津市久居藤ヶ丘町2604-5 事務所登録 三重県知事 第1-259号 管理建築士 大森幸路 一級建築士 大臣登録 143376号		E-02 (原図：A2)
			1/100			



記号	適用・仕様	型番（参考）	備考
①	電気温水器 6.0kW 600L	L60KMN-9	(株)ユパック
②	湯沸かし器 5号開放型	-	-
③	ガス給湯器 32号 壁掛け型	GQ3211WZQ	ノーリツ
④	ガスメーター 口径25 マイコン	-	-
⑤	ガス給湯器 16号 壁掛け型	GQ1616WX	ノーリツ

撤去工事区分	
●機器及び配管等の撤去は、機械設備工事とし、建物に付随する配管の撤去は建築解体工事とする、	
●図面の記載なき機器・配管等の撤去も、機械設備工事として処理を行う。	

	特記事項	工事名称	図面名称	作成年月日	一級建築士事務所 大森建築設計事務所	図面番号
		旧 新 町 保 育 園 解 体 工 事				
			1 階 平 面 図 ・ 給排水設備撤去図	縮尺 1/100	三重県津市久居藤ヶ丘町2604-5 管理建築士 大森幸路 事務所登録 三重県知事 第1-259号 一級建築士 大臣登録 143376号	M-01 (原図：A2)



特記事項	工事名称	図面名称	作成年月日	一級建築士事務所 大森建築設計事務所		図面番号
	旧 新 町 保 育 園 解 体 工 事			三 重 県 津 市 久 居 藤 ヶ 丘 町 2604-5		M-02 (原図：A2)
		1 階 平 面 図 ・ 空 調 換 気 設 備 撤 去 図	縮 尺 1/100	管理建築士 大森幸路	事務所登録 一級建築士 三重県知事 大臣登録 第1-259号 143376号	